

---

---

平成27年第1回大和町議会定例会会議録

---

---

平成27年3月6日（金曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

---

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	三浦伸博君
副町長 総務課長 事務取扱	遠藤幸則君	産業振興課長	大塚弘志君
教育長	上野忠弘君	上下水道課長 兼都市建設課長	堀籠清君
代表監査委員	渡邊仁君	会計管理者 兼会計課長	佐藤三和子君
まちづくり 政策課長	小川晃君	教育総務課長	櫻井和彦君
財政課長	内海義春君	生涯学習課長	石川誠君
税務課長	高崎一郎君	総務課 危機対策室長	瀬戸正志君
町民生活課長	長谷勝君	税務課 徴収対策室長	千葉喜一君
子育て支援 課長	高橋正春君	産業振興課 農林振興 対策官	石垣敏行君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主事	逢坂孝徳
議事班長	櫻井修一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

少し早いんでありますが、おそろいでありますので、ただいまから本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番渡辺良雄君及び5番松浦隆夫君を指名します。

---

日程第2「一般質問」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番松川利充君。

9 番 (松川利充君)

皆さん、おはようございます。

きょうは、2件、教育長に質問させていただきたいと思います。

1件目は、児童生徒の安全対策についてでございます。

学校は、児童生徒の学習と生活の場であり、したがってそれにふさわしい教育環境と安全性、防災性、防犯性を備えた施設環境を整えていることが重要でございます。

学校の安全管理に関しては、学校保健安全法にうたわれております。このことについて、教育長にお伺いをしたいと思います。

要旨1点目、児童生徒及び教職員に対する安全教育、防災教育の具体的内容について

てお伺いいたします。

要旨の2点目は、校内施設の点検、整備及び校外の通学路を含めた危険箇所等の点検、整備についてお伺いをいたします。

要旨の3つ目は、学校防犯対策についてお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

おはようございます。それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、松川議員さんの児童生徒の安全対策についての質問にお答えをしたいと思います。

初めに、学校保健安全法では、第26条で学校安全に関する学校の設置者の責務、第27条では学校における学校安全計画の策定、第28条では学校環境の安全の確保が定められておりまして、学校の設置者である町と学校長に安全を確保する責務があることとなっております。この法律に基づきまして、議員ご質問の1から3の対策がとられているものとなりますので、説明を申し上げます。

まず、1点目の児童生徒及び教職員に対する安全教育の具体的内容についてでございますが、各小中学校においては交通安全教室を年1回から3回開催し、警察署や交通指導隊の協力をいただき、正しい歩行や自転車の乗り方の指導を受けております。また、小学校1年生には入学後の一定期間、下校指導を行い、春と秋の交通安全運動期間においては、街頭において教職員が児童生徒に対し直接指導を行い、学校によっては地域ボランティアの協力もいただいております。教職員につきましては、安全教育主任等が県で実施する研修会に参加をし、校内で伝達をいたしております。

また、防災教育につきましては、各小中学校で地震、火災及び不審者対応を想定したそれぞれの避難訓練、非常時に保護者へ児童を引き渡す非常時引き渡し訓練を実施し、緊急時に備えております。さらに、教職員を対象としたAED利用講習会、防災主任会での研修会なども行い、児童生徒、教職員の防災意識の高揚を図っております。また、安全教育と同様に、県で実施をする研修会に参加をし、校内での伝達を実施しております。

次に、2点目の校内施設の点検、整備及び校外の通学路を含めた危険箇所の点検、

整備でございますが、各小中学校では安全点検実施計画を策定し、毎月1回、校内敷地内の施設遊具等の安全点検を実施しております。この結果、修繕が必要な箇所が発見された場合は、学校または教育委員会において対応することとしています。点検時期が法定されている機械設備等は、点検業務委託を行い、修繕が必要な場合は教育委員会で対応をしているところでございます。

また、校外の通学路等の危険箇所につきましては、小学校では教職員と保護者による点検を行い、その結果をPTAで取りまとめ、関係機関へ改善を要望したり、児童へ注意喚起等を行っております。学校独自の対応としては、小中学校において定期的に教職員の学区内巡視により対応をしております。

次に、3点目の学校防犯対策でございます。

まず、校舎における対策ですが、学校には可能な限り校舎入り口は施錠するよう指導するとともに、防犯カメラを設置し、来校者を職員室で確認できるようにしております。校舎内での対応は、サスマタを常備しているほか、各教室へホイッスルや防犯ブザーの設置を行っております。不審者侵入時の緊急放送の合い言葉を決めて、児童への周知訓練を行っている学校もございます。登下校時の対応につきましては、教職員による学校周辺での見守りや防犯パトロール隊など、地域の方々にも街頭指導や見守りのご協力をいただいております。

全国的に、小中学生が被害者となる事件、事故が数多く発生しており、町内でも不審者情報が寄せられることが珍しくなく、保護者の方より心配する意見も頂戴しております。教育委員会は、あるいは学校では、児童生徒が被害者となる事件、事故が起きないように、地域の皆様や関係機関と協力し、一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、お力添えをよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

学校は、児童生徒あるいは教職員に限らず、町民の方々が多利用する大切な施設でございます。今、ご答弁をお伺ひした限り、しっかりとした安全対策を実施しておられまして、非常に安心をいたしました。

安心をしているので、再質問はする必要がないような気がするんですが、あえて質

聞させていただきたいと思います。

これは私の考え方も、教育長、入りますので、それもお聞きになっていただいて、感想などのご答弁をお願いしたいと思います。

学校安全計画の策定のその重点といいますか、これにつきましてはまず学校における安全教育でありますね。教育。そして、次は安全管理ということになると思うんですが、その安全教育の中でも特に強調したいのは、みんなでやるということですね。実際にやっておられますから、私が申し上げることでもないんですが、やっぱり共通認識を全員で持つということが大事でありまして、特定の間人だけが、あるいは特定の先生だけ、教職員の方々だけがそういった認識であってはならない。

全員が共通の認識を持つということが大切であると思いますが、それでちょっとだけお話ししたいんですが、我々はややもすれば不安全な状態にあるにもかかわらず、それに気づかないというときもやっぱりあるんですね。ですから、先ほど申し上げましたように、複数、全員でそういった共通の認識を持つということが大事である。そして、みんなで考えながらそれを、安全教育を実施して実行に移す、それが安全教育ではないかと私は思っているんです。

それで、安全教育の重要性という、先ほど申し上げた観点からちょっと取り組むべき具体的な施策をちょっと申し上げたいんですが、幾つもいっぱいあるんですが、その中で組織的な取り組みといいますか、今やっておられるんですが、その重要性。あと、これもやっておられるんですが、いわゆる地域社会、家庭との連携ですね。いわゆる学校と保護者、地域、行政が連携して対応できるそういったことをマニュアル化しまして、それが実行に移される手段の一つとこのように思いますが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

議員のほうから話があったとおり、東日本大震災以前の学校現場というものは、やはり組織的なもの、あるいは全教職員が同じ思いでということには、やや欠けていたかなというふうな思いでおりました。つまり避難訓練をする場合であっても、温度差は教職員にあったんですね。ただ、東日本大震災を境に、学校においては年間1回だ



ったものを複数回実施しまして、それも実際に電気系統が遮断されたと、どのような形で1階から4階まで伝達しようかとか、あるいはそのフロアだけでもし対応する場合どうするかとか、具体的に学校現場のほうはあの時点から考え始めまして、行動をするようになっております。また、議員もおっしゃったように、普段から気づかなきゃいけないということで、やはり学校の校長たちが常に教職員に言っていることは、小さいことを見過ごしていると、いつの間にか気がつかない人間になってしまうんだと。であるからこそ、ごみが1つ落ちていても拾うような、そんな教育者であってほしいということを校長たちは常々教職員に話していると思います。

そこで、議員さんのほうからありました組織的な取り組みあるいは地域との連携ということですが、まさに議員さんから最初にお話ありました学校保健安全法ですか、これは平成20年に改正されまして、以前は学校保健法だったんですね。20年以降に、安全法というものができまして、そして26条以降ですけれども、その責務なり、あるいは学校での計画の策定、それから安全確保の措置、そしてマニュアルの作成、それから30条では関係機関との連携などがこの法律の中にうたわれました。議員さんおっしゃるとおり、この法律に基づきまして現在学校のほうに指導し、教育計画を作成し、安全には「十分」はありませんけれども、精いっぱい対応しているところでございます。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

松川利充君。

9番 (松川利充君)

学校は、昔から地域社会の中心でありますね。何と申しますか、いわゆるコミュニティーの中心でありました。それは、今も昔もかわらないのでありまして、今後も変わらないのであります。私は、常にそう思っております。

そこで、ちょっとこの防災教育なんですが、先ほど私も申し上げましたように、いざというときに必要なのは、先ほど答弁にもありましたけれども、防災マニュアルというのが大きな役割を果たすかと思えます。ある日、突然やってくる災害に対して、あらかじめ共通の認識を全員が持っておらないと、誤った対応をすることになりかねないと思えますよね。

それでは、どうすればいいかという、先ほど私が申し上げましたように、学校だけでそれをつくるのではなくて、やっぱり保護者も地域社会の方々も、あるいは行政

も町当局もそれに参加して、それをつくり上げて、さらに定期的にその社会情勢あるいは気候の変動、さまざまな要点が変化した場合には、やっぱり見直していくということが必要ではないかと思います。教育長の見解をお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしますが、確かに防災マニュアルについては、学校では各領域なり自治体ごとに作成をしております。ただし、保護者の協力も得なければいけない、ましてや大きな震災の場合には、やはり地域との連携が必要だということで、今まさに町のほうでは地域防災計画を策定し、そろそろ完成いたしますけれども、学校のほうでも今年度は町の危機管理対策官のほうから講演をいただきまして、町の方向性を受けております。

また、27年度につきましては、でき上がった町のを参考にしまして、各学校、見直しをする予定でおります。その形で、学校、地域社会、町民ですね、一体となりまして、やはり防災というものは考えるべきだろうということで業務を詰めておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

それでは、2点目の校内施設の点検整備という、あるいは通学路も含めた点についてお伺いしたいと思います。安全で快適な学校施設を維持するためには、ご答弁がありましたように、さまざまな点検をやっていただいておりますので、十分なのでございますが、1点だけちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、そういった点検も大事なんです。さらに大事なのはそれに加えてやはり、答弁にもございましたが、日常点検でございます。これは、例えば経年劣化によって外壁のモルタルとか、場合によってはモルタル以外のタイルなんかを張りつけている場合もありまして、そういったひび割れあるいは剥がれたり、あるいはさまざまな学校の中にはいろんな鉄製のポールとかいろいろありますので、あるいは手すりもありますね。学校には。そ

ういった手すりあるいは遊具の腐食、あるいは天井の剥がれやしみ、あるいは床材の剥がれなど、早い段階で発見をしまして修繕することによって事故を防ぎ、それによって修繕費用も安く済むということもあり、長い目で見ればそれがランニングコストの削減と建築物の長寿命化につながるということでございます。

それで、なぜ私こういうことを質問するかといいますと、やっぱり常日ごろの注意力といいますか、例えば天井のしみなんかも、これは雨漏りによってしみができるということでもありますので、そういった雨漏りによって建物が非常に傷んで、上から物が落ちてきたりする場合もこれはありますし、壁も含めて児童生徒や教職員の方々の図上に落ちてくるなんていうことも、これは十分考えられるわけですね。あと、床なんかもそうなんですよね。転ぶんですよね。

大手企業の大きな工場に行ってみますと、もう段差はないんです。入り口のドアも含めて、全てフラットですね。労災事故が起きるのは、どうも5ミリの差があっても転んでけがをするというのが大変多いと言われておりまして、そういった面では段差の解消というのも非常に重要な安全のポイントであると、こう思いますね。危ないところは除去してやると。しかしながら、人間はある程度危険回避能力というのがやっぱり備わっていますので、そういった観点も必要ということもありますし、全てとは私は申し上げません。

それには、やはり全員でいわゆる日常点検をやるわけにはいきませんので、やっぱり共通の、先ほどお話した認識を持つためには、やはりチェックリスト。あるかどうかはわかりませんが、使用する用途によってさまざまな学校には施設がありますので、それぞれのチェックリスト。これは、やっぱり専門家も含めてチェックリストをつくらないとうまくないんですが、専門家だけではだめですね。やはり学校側も参加して、そしてチェックリストをつくる。そうしていくと、見逃しがなくて、効果的、効率的に点検ができる。これは、専門家でなくとも、そういった兆候を見るのはさして難しいことではないとこのように思います。

これらにつきましては、やっぱり学校の教職員の先生に交代しながらやっていただいて、そしてその結果をやはり教育委員会等も含めて学校も、あるいはそれらの専門的知識を持った方々も含めて、対策を練るのが大切ではないかとこのように思っていますが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

それでは、議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

先ほどお話ございました施設あるいは設備の維持管理という部分で、早目に対応するというふうなことの必要性、それは委員会としても感じておりました、不十分さはありますけれども、本当に小さいうちに対応すれば安全な生活もできますし、あるいは経費的な部分についても安価であると、また長寿命化にもつながるということで、心がけながら今後も対応したいなというふうに考えております。

後半ありましたチェックリストの件なんですけれども、学校におきましては、例えば私が5年生の担任だとしますと、まず自分の教室についてのチェックリストを床、天井、窓あるいは備品関係、入り口関係、レール関係ですね。あるいは、掃除用具の品質の問題、それから体育関係であれば、同時に体育施設の維持管理等について、体育館にあるトイレとか、あるいは収納庫の関係とか全てリストをつくって、学校では個々の教員に分担割り当てを決めてやっております。

毎日の生活の中でチェックをしながら月1回、緊急の場合にはその都度出しますけれども、各学校では必ず月に1回にはそれをまとめて、安全点検主任が集約をし、教務主任、教頭、校長と。学校内で修繕が既に終了した部分、それからやはり経費的にかかる部分については教頭、校長の決裁が必要になります。また、逆に大きなものについては、委員会に上げていただいて対応するというので、日常点検とリスト点検を学校のほうではやっておりますが、これからもやはり話さないで、人間多少、気持ちで見えていますので、気持ちに頼らないように、毎月の校長会議、教頭会議の中で徹底するように指導したいと思います。よろしくをお願いします。

議長（大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番（松川利充君）

それでは、学校校外の点検状況は先ほどのご答弁で承っておりますので、今回の定例会では、通学路の安全対策については同僚議員からも、これからもさまざまな質問が出ると思いますので、私はその通学路のある1点にだけ絞って教育長の見解を伺いたいと思います。

それは、歩道のない通学路というのは、その他利用している通学路というのはたく

さんあるんですが、道路というのは交通量やさまざまな要件によって道路構造令によって定められておまして、新しい道路なんかはそれに基づいてつくられているんですが、それも幅員もさまざまでございますね。しかしながら、我々は昔からそういった法律に無関係で、道路は生活道路として使われてきました。その中でも、特に学校周辺にはやはり多くの狭い歩道のない道路が通学路として利用されて、毎日子供たちがそれを利用しているわけでございます。

本来ならば、歩道を設置して安全を確保するというのが正しい、原則的なことありますけれども、しかしながら場合によってはそれができないところもたくさんあるんですね。道路が広げられない、さまざまな条件がありまして歩道を設置しない。ましてや、歩道と車道を区別することが、道路交通時にして支障を来す場合も、これもありますので、大変難しい側面があるんですが、それではそのような道路をどのようにして利用していくかということをやっと考えてみたいと思っているんですが、まず道路には多分、外側線という外側に、中央線はありますけれども、幅の広い道路にはね。狭い道路は中央線がなくて、外側線だけありますね。外側線の外側を路側帯と言っているんですが、それは大体四、五十センチぐらい、場合によっては30センチぐらいのところもありますけれども、そのぐらいの幅ですね。それを、いわゆる路側帯を広げて、車道を狭くする。そうしますと、車はどうしてもスピードを落とさざるを得ませんね。そうすることによって、スピードが遅くなることによって、やはり窮屈なものですから通過車両というのはだんだん減ってくる。いわゆる生活に利用している方々は別として、それをいわゆる近道だということで通るケースもあるんですよ。そういった車両が減ってくるのではないかと私自身思っているんですが、そこで大体路側帯というのは、やはり1メートル以上確保するのがいいんじゃないかと思うんですが、道路交通法上、この路側帯は、車両は通れないんですね。ただ、軽車両は通れるんです。軽車両は、自転車も含めまして、今では余り見受けられませんけれどもリヤカーとか大八車とか、あと人力車ですかね。それらは通れるんですが、ただしやっぱりやむを得ない場合は、路側帯に侵入してもいいんじゃないかと私はそう思っているんですが、そのやむを得ない場合はどういうのかと申しますと、いわゆる対面交通ですれ違いますね。そのときは、どうしても狭くて路側帯にはみ出してしまうという場合、この場合は私は通過しても可能であると。いわゆる交通違反にはならない。ただ、それは条件があると思いますね。やはり、安全確認。いわゆる徐行しながら路側帯に入って通過できる。これは、私は違反にはならないと、ただし徐行と安全確認というのが条件でありますけれどもね。そういうことを考えますと、そういったこと

が可能な道路は結構あると思いますね。

あと、もう一つは、センターラインがあつて2車線の道路であっても、いわゆる歩行スペースがない、いわゆる路側帯のスペースがない場合は、センターラインを抹消して、そして路側帯を広げて車道を狭くする。そういう方法も可能ではないか。

これは、もちろん教育委員会だけの問題でなくて、道路管理者との、あるいは警察との協議が要ることではありますが、しかしながら私はそれは実現可能ではないかと思っています。なぜかという、いろいろデータを調べますと、現在、警察署の考え方がかなり変わってきていますね。従来は、とてもそれはできなかったんですが、最近ではさまざまところを歩いてみますと、視察なんかに行ってみますと、そういうケースが非常に多いということでございますので、もし通学路等でそういったケース、私も何か所か、これもできるのではないかなという、歩いてみて、見回ってみてそう思いますので、ひとつそういった場合には改善するのも検討の余地があるんじゃないかと思いますが、教育長、ご見解をお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまの件について、お答え十分とはいかないかと思いますが、現時点で今、頭が整理できている部分でお話をしたいと思うんですが、まず学校というのは地域の条件、その中で子供たちを預かり、安心・安全というふうな活動を行うという場であります。ですから、教育委員会としましては、現在ある生活圏の中で子供たちが無事故で生活できるという状況を、職員一丸となって指導するというのを最優先にして取り組んでおります。

当然、地域の方々にも十分な指導なり見守りをお願いしまして、朝早くから地域の方が立っていたりしております。私自身も通勤には極力歩くようにはしておりますけれども、その際につきましても子供たちの安全については、声がけをするなり、あるいは各学校の校長なども始業前の登校時に通学路に出て、指導している学校もあります。学校につきましては、精いっぱい子供の安全のために取り組んでいるという状況がございます。

2点目の路側帯等の公道の話がございましたけれども、これについては教育委員会でできる部分と関係機関との協力を得ながらという部分がございます。現在、年に一

度、各PTAの方々が地域の通学路を含めまして、いろんな要望を教育委員会に出していただいております。その内容につきましては、関係各課の方にも照会をしたり、必要な場合には関係各課から関係機関へということで対策を考えておりますので、今後も関係機関と協力をしながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

それでは、続いて学校防犯対策、ちょっとお尋ねをしていきます。

最近、ご存じのように全国的に大変痛ましい事件、事故が発生しておりまして、非常に残念でございます。このようなことが起こらないように、やはり心していかなくてはならないというふうな、特に最近感じますが、そこで現在、大和町教育委員会では、答弁にありましたように、防犯対策にはしっかりと取り組んでおられるということでございますので、何点か申し上げたいと思います。

この防犯対策のやはり評価をしていただきたいと思うんです。あらゆる情報も含めて、あらゆる学校の施設、あるいは防犯の施設も含めてこれでいいのか、設置したから、あるいは通報システムを確立したからいいということだけでなく、それらを定期的に評価してもらいたい。これでいいのか、もっと何かすべきことがあるのではないかなど、そういったものをぜひ検討項目に挙げていただいて、さらに充実を図っていただきたいとこのように思いますが、教育長のご答弁をいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

防犯対策ということで、その対策があってもその評価を十分に行わなければというふうなご指摘、本当に必要だなというふうに考えております。現在、学校のほうにおきましては、年間の計画、学校教育内の学校行事における計画とそれから諸計画というふうな二本立てで動いておりまして、その部分において、今の話は安全面なんですけれども、まず避難訓練を行った後に必ず反省会、職員会議等で評価をする場面を設

けております。そこでいろいろ意見を出しまして、そして今後の対応策はないかというふうなことの話し合いを持っております。

もう1点は、年度末に向けて、大体学校ですと12月から1月の間に学校全体評価会を持ちまして、その中でも安全に対する各項目ごとの評価を、点数を出しまして行うと。また、保護者のほうにも学校教育のあらゆる活動についての評価をお願いしておりますので、そんな形で評価は実際に行っておりますけれども、それが十分かどうかと言われれば、やはり見直しも必要かと思っておりますので、今後とも学校の評価については厳しく具体性にあるものになるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 (大須賀 啓君)

松川利充君。

9 番 (松川利充君)

それでは、質問の2件目に入らせていただきたいと思ひます。

学校避難所運営マニュアルについてでございます。地域防災計画では、大規模災害が発生した場合、学校を避難所に指定しております。災害時の避難所開設に備え、避難所の基本的な考え方や避難所運営方法を盛り込んだガイドラインに基づいて避難所を円滑に運営するために、学校ごとに地域や学校関係者が連携して避難所運営マニュアルを策定しておくことが必要であると思ひます。そのことについて、教育長に伺ひをしたいと思います。

要旨1つでございますが、学校避難所マニュアルの具体的な内容につきまして伺ひをしたいと思います。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、ただいまの学校避難所運営マニュアルについてのご質問にお答えをいたします。

大和町地域防災計画においては、町内の全小中学校が避難場所、避難所として指定されており、新たに策定される計画でも教育施設が避難場所になった場合、当該施設



の管理者は避難所が円滑に運営されるように町に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で必要に応じた協力、応援を行うよう教職員に指示する。教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組むと、学校の避難所への協力が明記されることとなっております。

ご質問の学校避難所マニュアルですが、地域防災計画の規定を受けて各学校で定めております。名称と内容は学校により多少異なりますが、具体的には、まず災害発生時に避難所開設を前提とした初期対応、避難所として開放する場所、避難者カードの準備など受け入れ体制及び町災害対策本部職員が到着するまでの対応などが網羅されております。

それとともに、学校防災主任教職員で組織する大和町防災主任会では、今年度も4回の研修会を開催し、防災機能や防災教育の推進の体制整備のため活動してまいりました。その中で、地域防災計画の改定にあわせ、各学校のマニュアルの見直しと可能な限りの統一化を図るよう話し合いが行われております。また、マニュアル見直しに当たっては、学校、教育委員会、そして町防災担当者間での協議、話し合いが不可欠であることも確認しており、平成27年度において作業を進め、新たなマニュアルを作成する予定となっております。

大和町は、地域によって環境が異なり、想定される災害も異なります。学校に応じ、必要な対応、対策をマニュアル化し、児童生徒を初め地域住民の皆様の緊急時のよりどころとして機能を発揮できるよう進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

ご答弁をいただいて、先ほども申し上げましたが、大変しっかりとおやりになっているという認識をいたしました。安心いたしました。

そこでお伺いしたいんですが、避難所の運営の基本というのは、地域の団体あるいは住民が、そして町の職員の方々も含め、やっぱり相互に協力して避難者支援を行うというのが基本でありまして、私の考え方ですが、学校運営マニュアルの作成段階においても、やはり地域の団体の代表の方々を含め、住民も町も一体となって作成する

ことが非常に大切だとこのように思います。

避難所は、いわゆる突然災害が起こるものですから、非常に混乱を来す場合がありますね。ですから、マニュアル作成は欠かせないものである。避難所は、開設して運営するというのも非常に大事なんですが、最終的には閉鎖ということも大事な要素なんですよね。これは、そういった活動を行いながら被災者の避難者の生活再建も含み、あともう一つは、閉鎖した場合、一日も早い学校の再開をしなければならない。これは、一日も早くしなければならないということもありますので、それに向けてやはりみんなで協力していくことが大切。こういうことであります。

また、避難者の皆さんは大変心が痛んで大変だろうと思うんですが、避難者の方々も体の丈夫な方、動ける方などは、やっぱりそういった運営委員会の一員として積極的に協力して、みずから避難所運営に携わりながら避難生活を維持するように活動をしていただくということが、非常に大切だと思います。教育長の見解をお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、基本的な部分として、やはり避難所というのは学校だけで完結する問題ではないということで、議員さんおっしゃるように自助・共助・公助といいますか、その中での取り組みとなると思いますので、やはり基本はみんなでというふうなことが必要なんだろうなということを考えております。

大和町の学校におきましては、実際にマニュアルの作成の動きを始めたのが、24年度の後半で、25年度に第1弾がつくられ始めたという状況があります。町自体のマニュアルにつきましても、県の動きを実ながらの動きがあったものですから、なかなか町と学校がタイアップできないという状況がございました。やはり、これから必要なことは、町でつくられる、町の委員会の中には区長さん代表の方も入っておりますので、地域と一体となった検討会議が開催されておりますので、それを受けながら町と学校がうまく協議をしながら、27年度については防災主任を中心にして見直しを図るということを行っていきたいというふうに考えております。

また、2点目の閉鎖をした後、学校再開までということで話がございますが、私自

身も東日本大震災の際にはある学校で校長をやっておりましたがけれども、私がいた学校につきましては一晩開設をし、夜中のうちに集まった方を他の施設に移動させるというふうな、開いてすぐに閉鎖をする。その後、今度は学校の改修が終わるまで、4月の後半まで授業が再開できないという状況がありました。逆に、隣の学校におきましては、学校に約1カ月間、避難者が体育館を中心に、教室も含めて避難をした状況がありました。ということで、いろんな状況がありますので、やはり学校にはそのような対応できるマニュアルがぜひ必要だなと考えておりますので、各学校のマニュアルを見ますと、震災発生3時間までにやることとか、あるいは介護者についてとか、あるいは地域の方の協力を得るとか、どの場所を何に使うとか、あるいは名簿についてはペットの名簿まで準備をしている学校もございます。そんな形で、各学校一生懸命マニュアルを今つくっておりますが、今ご指摘のあった点も含めまして、今後さらによいものをつくりたいというふうに考えております。

3点目の件につきましては、今申し上げたとおり、介護の必要な方々も含めて、やはり町民全員がというふうな対応の姿勢で臨んでまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)  
松川利充君。

9 番 (松川利充君)  
以上で私の質問を終わりたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)  
以上で松川利充君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。  
休憩時間は10分間とします。

午前10時53分 休 憩  
午前11時03分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)  
再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

17番堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

それでは、通告に従いまして質問を行います。

1件目は、子供医療費助成を18歳の高校卒業まで拡大し、子育て支援のさらなる振興強化を図ってはどうかということでもあります。また、定住促進も同じく図ってはいかがでしょうかという点であります。

近年の経済状況下で、多くの子育て世帯が経済的負担を感じております。子供を安心して生み育てることのできる環境づくりの施策は、少子化対策と子育て支援の観点から各自治体で取り組んでおり、特に子供医療費助成事業は自治体によって異なっていますが、中学卒業まで、さらには18歳の高校卒業まで取り組む自治体がふえてきております。このことは、医療費にかかる経済的負担の軽減を図ることにより疾病の早期発見、早期治療を促進して子供の健全育成に寄与し、児童福祉の向上を図ることを目的として実施されている事業であり、本町では平成24年4月から中学卒業まで医療費の無料化を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減と安心して子育てできる環境づくりに取り組んできております。

しかし、依然として先行きの見えない経済状況が続いており、子育て世帯にはさらなる支援策が必要と感じております。子供医療費助成の対象年齢を18歳の高校卒業まで拡大し、さらなる子育て支援を進めてはいかがでしょうか。また、このことによって定住促進も図られると考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、子供医療費助成につきましては、乳幼児医療費助成制度として昭和48年の1月からゼロ歳児のみを対象に始まりまして、現在は3歳児未満児童が通院、小学校就学前児童までの入院時の医療費助成というふうになっているところでございます。町では、平成15年の10月より通院時の医療費助成を就学前までに拡大しまして、平成18年10月からは大和っ子すくすくいきいき支援事業といたしまして、入院時の医療費助成を小中学校まで拡大しております。

現在のおんしん子育て医療費助成制度につきましては、平成24年の4月診療分より小中学生の保険治療にかかわります通院、入院費医療の自己負担分から所得制限なしで全額助成を行ってきておるところでございます。

次に、事業費の推移でございますが、平成23年度では対象人員は1,912人ございまして、助成費は4,969万8,233円ございましたが、平成24年度では対象人数が4,206名、助成金が1億1,235万3,936円と前年対比で2.24倍となっております。平成25年度では対象人数につきましては4,365人、助成費1億1,978万9,648円、平成26年度では見込み金額を1億3,600万円と見ております。今後も対象人数が増加傾向にありますことから、助成額の拡大が見込まれておるところでございます。

次に、乳幼児医療費助成の県内市町村の実施状況でございますが、15歳までの通院、入院時の助成を実施している自治体は、大和町を含めまして4市17町、うち1市3町は27年、ことしの4月から実施でございます。18歳まで実施してるのは、大衡村、これは平成23年から、加美町、これは26年から、色麻町、七ヶ宿町、これがことしの4月からの4町村でございます。

子育て支援対策としての医療費助成は、大きな役割を担っているというふうを考えておりますし、十分承知しておるところではあります。対象年齢の拡大につきましては、今後とも研究してまいりたいとこのように考えておるところでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

17番 (堀籠日出子君)

ただいまご答弁をいただきました。今の経済状況なんです。これは企業によって大きな開きがあるわけでありまして、経団連によります大手企業の夏のボーナスは、昨年にくらべてふえる傾向にあり、消費者の意欲は改善傾向にあると報じております。しかしながら、一方で厚生労働省では経済格差が拡大し、貧困層がじりじりとふえていると公表しております。国民生活の基礎調査でも、子育て世帯の7割が生活が苦しいという調査結果が出ております。

その中で、ただいまの答弁の中で、事業について23年から26年まで、26年につきましては実績見込みということでご答弁をいただきました。その中で、25年度分ですけれども、対象人数が4,365人、助成額が1億1,978万9,000円という実績であり

ますけれども、この人数に対しまして児童数、それから小学校、中学校それぞれの対象人数と助成額をいただきたいと思います。また、全体としてそれらが何パーセントになっているのかお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
ただいまのご質問でございますが、数字的なことにつきましては、課長から説明します。

議 長 （大須賀 啓君）  
子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長（高橋正春君）

それでは、お答えさせていただきます。

25年度ベースでございますが、乳幼児医療につきましては2,014人、パーセントにしますと46%、小学生が1,588人で37%、中学生は753人で17%となっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

ただいま対象人数を幼児、それから小学校、中学校とご答弁をいただきましたが、これ助成件数とか金額はどの程度なのか、それをまたお尋ねしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
その件につきましても課長から答えさせます。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長（高橋正春君）

助成件数でございますが、乳幼児につきましては3万5,763件、助成金額は5,696万円くらい。パーセントは55%になります。助成金額は5,885万円ほどになります。パーセントにしますと47%。小学生ですが、助成件数で2万2,281件、これは34%になります。助成金額4,559万円ほどになります。全体の38%。中学生は7,512件で11%、同じく助成金額につきまして1,739万4,000円ほど、全体の15%というふうになります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

ただいま乳幼児、それから小学校、中学校の助成費の対象人数、それから件数、助成額をご答弁いただきました。その中で見てみますと、やはり中学生になると本当に病院に行く回数が少なくなっているなと思います。これにつきましては、やはり中学校になると体力的にもついてきますので、そのようになっているのかなと理解しております。さらに、これが高校生になると、この対象人数は中学生と異なってまた減ってくるのではないかなと思っております。

その中で、高校生、この対象人数が少なくなることもありますけれども、高校生が家庭の経済状況を知ることによって、今度は少しぐらいの痛みとかなんとかがあってもそれを我慢するというふうな形になってきて、我慢してすぐに治ればよろしいんでしょうけれども、それを我慢することによって悪化するという、そういうふうなほうにもなりかねないなという懸念もされるところであります。

その中で、ご答弁の中で18歳まで医療費を実施している町村をご答弁いただきました。大衡では平成23年から、加美町では平成26年、色麻町、七ヶ浜では27年の4月からということでありまして、これに加えて富谷町でも27年の10月から医療費を18歳まで実施する予定だということも伺っております。そんな中で、やはり近隣町村が多く18歳まで医療費を助成するとなると、今までも何で大和町は18歳まで医療費をやって

くれないのかなという声があったわけですが、こうやって近隣町村がどんどん18歳までという助成の範囲が広がってくることによって、さらなる子育て世帯の声が大きくなっていくと思います。

それで、町長の答弁では医療費拡大は今後とも研究してまいりたいということですので、前向きな答弁をいただいているなどご理解しているわけですが、町外、県外から定住を考えている方々にすれば、やはり医療費助成というのは大変魅力的な条件になるんじゃないかなと考えております。ぜひ、突然に全額助成となるのは無理だとしても、やっぱり一部自己負担も考えながら、ぜひこの医療費助成について取り組んでいただければと思いますけれども、最後に町長のご意見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど、近隣町村で「七ヶ浜」とおっしゃいましたが、「七ヶ宿」ですね。

要は、それぞれの市町村で独自の支援といいますか、子育て支援の対応をやっているんだというふうに思っております。それぞれ土地、考え方もあろうかというふうに思いますので、そのことについて、それはそういった形でやっているということではないんですが、大和町は大和町としての考え方もございます。したがって、この間、この間といいますか、前回、あんしん子育てにつきましては15歳までを早目にスタートをしたところでもございます。

子育て支援というものについては、このことももちろんあるというふうには思いますが、ほかのものについての子育て支援のやり方もあるんだというふうに思っております。今回、補正で出ささせていただきましたけれども、児童支援センターですね。あれにつきましては、子育てをあえて外して児童といたしました。ということは、あれは18歳までといいますか、そういったものについても対応できるようなセンターにしていきたいというふうな考え方を持っていて取り組んでおるところでございます。

それぞれ、おのおの町村でいろんな考えというか目標、子育て支援全体を応援するというは全く変わっていないんですが、そのやり方、対応というか、そういったものについては特徴あるといいますか、やり方もあろうかというふうに思っております。基本的な考え方として子育て支援はしっかり応援していくということ、それについては皆さんと全く変わっておりませんが、やり方については町の考え方、また今のある



状況、今後の、今のそれぞれの町のある状況、そういったものを考えながら、よりよいものを考えてまいりたいとこのように考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

これで、一般質問の1件目を終わります。

それでは、2件目の質問に入ります。

2件目は、通学路の安全確保の取り組みについて質問を行います。

通学路については、きのうの浅野議員、それから先ほどの松川議員が質問を行っております。それだけに通学路の安全確保が緊急課題であると思っております。それで、法令で定められておりますスクールゾーンと通学路ですが、スクールゾーンは交通安全対策基本法に基づき作成されており、宮城県スクールゾーン設定要領では、小学校を中心としておおむね500メートル以内の区域をスクールゾーンと設定しております。通学路は、小学校に通うため1日におおむね40人以上通行する道路の区画を通学路と定めており、区間におきましては小学校等の敷地の出入り口から1キロ以内の区域を言い、小学校に通うため通行する道路の区間で児童または幼児の通行の安全を特に確保する必要があるとしております。

それで、法令では40人以上通行する道路を通学路と定めておりますけれども、しかし毎日学校に通う道路は人数に関係なく、私は通学路になると考えておきまして、その観点から通学児童の安全確保の必要性があることから、質問を行います。

平成24年4月以降、登下校中の児童の列に自動車が突っ込み、死傷者が多数発生する痛ましい事故が全国で相次いでおります。本町では、以前下校時に歩道内での死亡事故が発生しており、歩道のない通学路は特に安全対策が急務と考えます。

通学路の安全対策の取り組みについて。

1 要旨目、学校、PTA、地域からの要望と対策について。

2 要旨目、路側帯と交差点のカラー舗装化の整備について町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの件でございますが、学校やP T A、地域からの要望と対策ということでございますが、毎年大和町P T A連合会が学校や地域の実情を町に要望するために、大和町ふれあい懇談会に申し込みをいただいております、町と大和町P T A連合会が懇談会を実施しておりますところでございます。

懇談会では、各地区のP T Aから通学路の整備や外灯の設置などの要望がなされております。要望されたことにつきましては、関係課等と学校や各種団体、地域と連携を図りながら、町が管理し整備できる施設につきましては、その手法を検討して、転落防止策やガードレールの設置など交通施設の整備、または側溝へのふたがけによります歩道幅の確保など、可能なものから整備を実施しておりますところでございます。さらに、今後も危険箇所の把握に努めるとともに、その場所に応じた方法を検討しながら対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、路側帯、交差点などのカラー舗装化についてでございますが、交差点及び事故多発箇所につきましては、カラー舗装により注意喚起や滑りどめ対策を講じている箇所もあります。今後も必要箇所を見きわめて整備してまいります。路側帯へのカラー舗装につきましては連続性によりまして機能を発揮するものと考えておまして、県道管理者でございます仙台土木事務所を初め、所管警察署でございます大和警察署とも協議を行いながら、実施に向けた方策について研究してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

実施に向けた方策について研究してまいりたいというご答弁をいただきました。その中で、毎年、大和町P T A連合会が学校の地域の要望を持ち寄って、そして町と大和町P T A連合会が懇談会を実施しながらそれぞれの学校の通学路、さらには必要な箇所を要望されているということですが、この要望の仕方なんですけれども、要望するとき、それぞれの学校でその危険箇所を定めた中で要望書を持ち寄って、そして連合会で話し合っ、そして町のほうに提案して、そして検討するというか、そういう箇所については整備していくという、そういう方法なんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

要望書のまとめ方ということだというふうに思いますけれども、お話のとおり各地区のPTA、小学校の場合は5地区、あと中学校の場合は大和、宮床になるんでしょうか。それぞれのPTAの方々がお集まりになって、そして危険箇所、場合によっては現地を確認しながら写真とかをとって、そして地区ごとにまとめられて、それを連合会のほうで一緒に一つにまとめた形での要望書になっております。したがって、我々が要望を聞くときには、例えば大和中学校、宮床中学校、それからそれぞれの小学校と、その場所場所の部分についてそれぞれ項目立てされまして、そして地区の方から説明を聞きながらいろいろ要望といたしますか、お話を聞いている状況の懇談会になっております。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

ただいま要望書の取りまとめ方をご説明いただきましたけれども、これはある地域の通学路の要望の取りまとめなんですけれども、この場合ですとその学校ごとに図面でどの場所が危険なのか、その場所がどういう理由で危険なのかというのを写真を撮って、写真とともにコメントを書いて、それを図面に張ってそれを持ち寄る。各小学校、中学校、持ち寄りまして、持ち寄った中で今度は一覧表をつくっているみたいです。一覧表につくって、どこどこの小学校の危険箇所はこういうところが何点あります、そしてその危険箇所の危険の内容はこういうわけで、ガードレールが折れ曲がっているとか、それから道がでこぼこで危ないとか、それから植木が歩くところにかぶさっているとか、そういうことの危険の内容を入れて、その隣に今度は対策内容。では、それをどのようにしたらいいかというのが一覧表に入っています。そして、その隣に、これは何年度の事業でこういう対策が進められるかという年度も一覧表になって、やっている自治体というか、学校があります。

そうした場合、こうやって今やっている大和町の学校で取りまとめているやり方が

悪いと言っているわけじゃないんですけれども、こういう図面の中に危ない箇所を出して、それを持ち寄って一覧表をつくって、これはじゃあ緊急度の高いやつは何年度という一覧表をつくることによって、それがもし担当課が変わるなりPTAの役員さん、それぞれの役職が変わっても、この一覧表でわかる。この事業については何年度の予定、またこの事業については何年度に終了しましたとそういうふうにしてやっていると、突然緊急に入ってきた危険度の高いものはまた別として、ある程度の年次計画が出てきて、そして対策が講じられるんじゃないかなと思っております。

なので、ほかの自治体のを例に挙げてみましたけれども、やはりうちのほうでやっている取り組み、またはほかのやっている取り組みなんかもいろいろ検討していただいて、そして我が町に合った取り組み方をぜひやっていただければなと思うんですけれども、その辺について町長に伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

整理の仕方といいますか、そういうことだというふうに思っておりますが、今、堀籠議員お話のように、地図に落としてこの場所でやって、先ほども申しましたけれども、その場所がこういう状況で、写真とかも出した中で、一覧表になったものも我々はもらっております。地区地区で多少違うところはあるところがございますが、基本的には一覧表で出てきている。何年度にやるというのは、またちょっとあれですけども、こういった状況があるんですよということで、町のほうでもそれをもって整理をしております、すぐできるものをまたは県にお願いするものと、そういったものがあるものですから、その辺の分けはあるわけでございますけれども、そういった形の整理は各PTAでもやっておられるんじゃないかというふうに思っておりますし、町のほうでもまとめてもらったものを毎年もらっておりますので、そういった形の整理はやっておるところでございますが、なおいろんないいところの工夫をしながら、いいところを取り入れながら整理してやっていきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

改善の年度につきましても、やはりこの事業はどどこ小学校のこの危険の分は何年度にやりますよとか、そういう目標が立つことによって地域の人たちの見方も変わってくると思いますので、ぜひそういういろいろな取りまとめの方法を研究していただいて、そして進めていただければなと思っております。

それでは、2要旨目に入ります。

路側帯、交差点のカラー舗装化の整備についてお伺いいたします。本町では、通学路の多くが道幅が狭く、側溝のふたの上が歩道がわりになっております。このカラー舗装化は、24年に全国の取り組みとして、24年の4月に児童の列に自動車が突っ込む事故が発生して以来、歩行者と車を安全に分離させるための道路用地を確保することが困難なことから、即効性のあるカラー舗装化が安全対策事業として全国的に取り組まれております。

吉岡小学校に通う通学路も、多くが側溝のふたの上が通学路になっている状況であります。また、側溝と車道の間には電柱が立っている箇所も多くあります。通学には、電柱のある場所は車道を歩く児童が多く、また特に危険なのは冬道の除雪した雪が側溝の上にあるということでもあります。その場合の登下校時の児童は、ほとんど車道を歩いております。このような危険な光景は、これは吉岡の通学路だけではなく、ほかの通学路でも同じことが言えますので、早急に対策を講ずるべきと考えます。道路管理者と警察と早急に協議をしていただくということではありますが、その件について町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

子供達の通学路の安全性ということにつきましては、きのう浅野議員さんからもお話ございましたし、先ほど松川議員さんからもお話があったところでございます。我々としましても安全な道路の確保というのが大切だということ、もちろんそのとおりだというふうに思っております。

そういった中で、今お話のあった除雪の問題とかそういった現実的な問題としての対応、なかなか対応し切れていないところもあるというのも、これも現実だというふうに思っております。そういった中で、カラー舗装とかそういったことで、まずはそ

ういった安全性を確保ということでございますけれども、これは先ほども申しましたけれども、そういった安全の有効性というか、そういったものは確認といいますか、ありますし、カラー舗装だけではなくて線の引き方といいますか、ああいったことについても一部ではございますけれどもやっているところでございます。

町でできる部分、あるいは比較的、町の道路であればということもありますし、安全確保のためには今もやっていますし、取り組んでまいりたいというふうに思っておりますけれども、なお先ほども言いましたけれども、連続性というのがどうしても必要になってくるものですから、県道とかそういったものの接続部分とか、そういったものにつきましては仙台土木さんと協議もしていかなければいけない。

また、警察署のほうからも、いろいろそういった警察署の立場からの見方の安全性ということもございますし、またどういった整備の仕方、全部カラーにすればいいのか、そういった線の引き方を変えればいいのか、警察としての専門的な知識もあろうというふうに思いますので、そういったものにつきましては警察ともしっかり打ち合わせをして、少しでも安全な道路の確保をしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

カラー舗装化については、町長にもご理解いただいております。

それで、効果についてであります。実際にカラー舗装を実施した自治体では、通学路の歩行空間が広がることによって歩きやすさと安心感が向上したということで、アンケート調査の結果では65%の児童が「歩きやすくなった」、また44%の児童が「車が怖くなくなった」と回答しております。また、通過車両の速度が減少したということで、カラー舗装実施後の車両の平均速度が、40キロだったのが35キロに減少したということもありまして、また場所によっては10キロも減少したという報告も出ているようであります。

町長のご答弁では、実施に向けた研究をしていくというご答弁をいただいておりますので、ぜひ通学路安全確保実現に向けて一層のご努力をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

続きまして、8番藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

では、通告に従いまして2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目でございます。

放課後児童の受け入れについてでございます。もみじヶ丘において放課後児童クラブからのあふれが生じ、保護者からは仕事、生活に影響するとの声が上がっております。「不合格」の人には、合理的な応募理由がなかったのか。

2つ目として、希望者全員が利用できる施策について伺います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、放課後児童の受け入れにつきましては、児童福祉法によります放課後児童健全育成事業によりまして、保護者が就労等で昼間留守家庭になる児童を児童厚生施設等を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を促すものでございます。町におきましては、その事業を実施する放課後児童クラブを各児童館に設置して運営をしております。その運営につきましては、厚生労働省よりガイドラインが示されておりました、定員、施設設備及び職員などが定められております。主なものにつきましては、定員については1クラブ最大70名まで、施設設備については児童1人当たり1.65平米以上のスペースを確保すること、職員につきましては基準に定められた資格、保育士や幼稚園教諭などがございますが、そういった資格を有する者となっております。

もみじヶ丘児童館の放課後児童クラブの状況につきましては、近年の利用児童の増加によりまして、小野小学校に分室を立ち上げまして20名の定員を確保して、全体で90名の定員で運営をしております。平成27年度の申し込みについては、昨年度より32名多い119名の申し込みを受け、2月中旬に90名の入会決定を行ったところでございます。

質問の「不合格」の人には合理的応募理由がなかったのかということでございます

けれども、応募者全員、昼間留守家庭になる児童でございます、応募理由はございました。しかしながら、放課後児童クラブに対する定員の枠がございまして、児童の学年や保護者の就労時間、就労日数を加味した指数でもって優劣を判断いたしまして、入会決定を行った次第でございます。今後につきましては、転出や入会辞退により定員にあきが出た時点で再度審査を実施する予定でございます。

続きまして、希望者全員が利用できる施設はについてでございますが、現在計画を進めております仮称南部コミュニティーセンター、この中に新たな児童館整備を予定しております、もみじヶ丘児童館とあわせて2館体制で放課後児童クラブ運営を実施することで、希望者が全員利用できるような体制づくりを今進めておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）  
まずお伺いいたしますけれども、町長はこのあふれているという言い方ですかね、そういう実情については把握しておられますでしょうか。今回、私一般質問したわけですが、その前に把握されておりますでしょうか。そのことをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
定員が90名、120名、もみじヶ丘地区に言えばということでございまして、ことしにつきまして待機といたしますか、そういった方が出ているということは、知っているいたしますか、報告を受けております。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）



私のところに、悲鳴というんですかね、お子さんが小学校に入るので、パートができるとかそういうつもりでの、人生設計とまでは言わないんですけども、そういうことの方がどうしようという、そういう悲鳴に近いところが上がってきたというところでございます。それで、ひとつお聞きしたいのは、先ほど町長からもございましたように、この児童クラブですかね、それにはそれなりのガイドラインがあって、定員、施設、職員などがあるということで、それと今のお話の中では、仮称の南部コミセンを予定しているんだということでございます。ということであれば、そうすると少なくとも2年間は今、待っておられる方は入れないという現実になると思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
今、残念ながら定員というのがございます。お話ししましたように、小野分校のほうに20名の枠の拡大をやったところでございますが、結果的に定員オーバーになってしまっているところがございます。

先ほども申しましたとおり、あきが出てきた場合とかそういったときには、当然お声をかけてやるということでございますが、自由来館という形の制度もございますので、そういった形も利用していただければというふうに思っております。どうしても定員枠というのがありますと、その中で入れる人と入れない人というものが出てくるということにつきましては、非常に申しわけなく思っておりますが、そういう形で自由来館なりそういった形のものでご協力いただければというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）  
先ほどお伺いしたんですけども、逆に言うと、どの時点で30人入れない方が出られるというんですかね、そういうことだったのか。そして、その方々が入れる施策というんですかね、緊急的な何かそういう検討はされたのかどうか、お伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
どの時点でということですが、募集をかけた時点ということですので、何年も前からわかるということではなくて、今年度の募集をした段階で応募者がそのぐらい多いということの確認をしたということですので。

議 長 (大須賀 啓君)  
藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)  
そうすると、いきなりふたを開けたらそういう形ですけども、オーバーしてしまった、それまでは予想していなかったという理解でいいんでしょうか。ちょっと意外な答弁だったので、もう一度確認したいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
人口がふえておりますので、前年よりはふえるということは当然予想されておりますが、細かな数字までは予想されていなかったというところがございます。

議 長 (大須賀 啓君)  
藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)  
予想していなかったと言われるとあれですけども、そういう中で現に今年度、それから来年についても2年間は少なくともあふれるというんですかね……。  
実は、そういう方々から、どうも日本語的にうまく表現できないんですけども、要するに例えば吉岡の方々で言うと、みやの森幼稚園さんでも例えば学童で預かってもらっている、私たちにはできないのかとか、あるいは仙台では1年生を優先にして

小学校3年生には遠慮してもらっているんじゃないかとか、そういうさまざまな、いろんな、こんなことはできないのかというそういう意見が、やっぱりどうしても働きたいあるいは仕事の関係とかということで、そういうさまざまな意見が出ております。ということで、それが妥当なのかどうかというのはともかくとして、今回の事態を避ける、そういう考察をされたのでしょうかという……。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

民間にということについて、みやの森さんとかにご紹介ということもあるのかもしれませんが、それから、先ほどあった1年生を入れてどうのこうのという基準ということでございますけれども、これは大和町では設けておりまして、その選考するに当たりましては1年生を、小さい子供といたしますか、点数化しておりまして、点数で評価していいのかわかりませんが、基準としてはそういったものを設けております。高学年のほうを少し点数を低くするとか、あとは就労時間、ご父兄の方です、そういうものも記して、皆さん大変なのはよくわかるんですけれども、その中でも時間の短い方についてと長い方についての点数の差をつけるとか、そういった形の点数化をしまして、そしてその積み重ねの結果、どうしても申しわけないんですけれども、点数の多いといたしますか、皆さん大変なのはわかる中ですが、特に大変な方を優先にするというようなそういった選考といたしますか、基準は設けて選考しているわけでございます。

したがって、早い方が勝ちといたしますか、入れるとかどうのこうのということではなくて、そういった状況を全部確認した中で点数化をして、入れる基準といたしますか、そういったものを設けておるところでございまして、そういう検討といたしますか、そういった精査しながらの中で入所する方について決定をしているということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

私が聞いたのは、どの方を入れるかというそういう話じゃなくて、全部入れるためにどうしたのかということをお聞きしたいんです。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
今、ご質問あった1年生、2年生とおっしゃったのは、藤巻議員だというふうに思っています。ですから、それに答えました。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）  
町長のお話は、入れるに当たっての、要するに119人ですか、今回で言いますと。119人の中から90人の方が入所されたということで、私が聞きたいのは、話の言い方は少しあれですけれども、119人を入れるという検討はされたのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
この段階で、119人の枠というものはなかったところでございます。90人の枠でございました。  
以前に申し上げましたとおり、20名をふやして、やった経緯はございます。ただ、その119人について全てについての検討がということで、それについては具体になっておりません。というのは、時間もありませんでした。また、申しましたとおり、自由来館とかそういった形の受け入れもあるわけでございますので、そういったもののご相談もさせていただいているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

ちょこっとだけ話を変えますと、ばかな計算をしたんですけれども、パートさんで6時間で700円で20日稼いで30人でなんていう計算をすると、1カ月に250万円の賃金なんですね。大体ね。それで、1年で3,000万円、2年で6,000万円というそういう経済損失になっているのかなという、今回の中でその方々が就職されますとですね。そういう中で、それはちょっと違う話でございますが、そうしますとことしはそういうことだったということでございますが、そうすると来年についても、今のところこの仮称南部コミセンができるまでは、この状態は継続するというそういう方向なのでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

児童館の運営につきましては、途中、年度内の動きということもあるのも現実なんのでございます。実際、来られなかったり、入所した中で。そして、実際には使われないう方とかそういった方も多いのです。ですから、これは今の段階ではそういう状況ですが、先ほども申しましたけれども、転居される方とかそういった方もいるかもしれませんし、そういった状況の動きがあるものですから、その辺の動きを見きわめていきたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

じゃあ、もう1つだけお聞きいたしますけれども、先ほど90人という定員の中でということでしたが、それからあとはもう27年度、28年度もこういう状況のかなということでしたが、その中で、これは思いつきに近くなるのかもしれませんが、もみじヶ丘の会館とかそういったものを活用してでも、やはり可能性をもう少し追求していただけないかという思いで、この件についての質問をやらせていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
我々も待機とかそういったもののないような努力はしっかりやっていきたいというふうに思っておりますが、先ほども申しました1年間のこの動き方ですね。こういったものについての動向も、しっかり見きわめた中で対応してまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）  
ぜひ、27年度については、開けてみたらという言い方はちょっとあれですけども、応募者を見たらということがございますが、ただもちろん来年度、28年度についてもこういう状況がもう児童の予測の中では上がっておりますので、こういう2年続けて待機者というのが出ないような形をお願いしたいと思います。

これで、1件目を終わらせていただきます。

2件目にいっていいですか。（「はい」の声あり）じゃあ、2件目にいかせていただきます。

国保税の引き下げをとということで質問いたします。保険者支援金を活用し、国保税を引き下げる自治体が相次いでおります。活用した形での国保税の引き下げができないかという質問でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
じゃあ、答弁から午後にしたいと思います。  
暫時休憩します。  
再開は午後1時とします。

午前11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、午後からもよろしく申し上げます。

先ほどの質問にお答えをしたいと思います。

町の国民健康保険税につきましては、国民健康保険に要する費用に充てることを目的といたしまして、被保険者の属する世帯の世帯主に対しまして課税をしているものでございます。その税額は、国保加入者の家族構成や所得の状況などにより決められることとなっております。

国保特別会計の平成25年度の決算状況につきましては、歳入が23億9,910万円、歳出が23億2,822万8,000円となっております。実質収支額7,087万2,000円の黒字決算となっておりますが、これにつきましては歳入に財政調整基金から7,000万円を繰り入れたことによりましてこのような結果となったものでございます。実質のところは、収支が同額となるものでございまして、今後伸びることが予測される医療費を考慮しますと、決して余力のある状況ではないと。会計決算状況ではございません。

保険者支援金を活用して国保税の引き下げをとのことでございますけれども、保険者支援金とは低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費で支援する保険者支援制度、これは国が2分の1、県町が4分の1でございまして、と低所得者の保険料軽減分を公費で支出いたします保険基盤安定制度、これは県が4分の3、町が4分の1を活用して、保険税を引き下げることであると考えます。

これらの支援金につきましては、平成25年度決算金で9,107万4,000円の金額となっております。収入に占める割合は3.8%となっております。また、国県の調整交付金でございますが、年次ごとに算定されるものでございまして、安定的に見込める財源となるものではございません。

療養の給付費等の状況でございますが、平成15年度13億3,698万円で、町の負担金は9億5,826万3,000円、平成20年度は17億1,895万6,000円、町の負担が12億5,365万1,000円、平成25年度におきましては17億8,984万1,000円で、町の負担金が12億9,616万1,000円と推移しております。また、1人当たりの医療費では、平成15年度15万

9,000円、平成20年度26万8,000円、平成25年度29万2,000円と確実に伸びている状況でございます。保険税率につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割、それぞれ平成20年度より同じ税率で課税している状況でございますが、平成30年度から予定されております国保運営の県単位化に向けまして、現在市町村が協議中でございますので、協議の内容を見守っているところでございます。

また、保険税を引き下げている自治体が相次いでいるとのことでございますが、国保保険者はそれぞれの地域の特性などによりまして、財政状況が大きく異なっております。比較的余力のある保険者が引き下げ措置を行っているのが現状であると認識しております。

町といたしましては、保険者支援金を活用しても平成27年度に保険税を引き下げることは難しい状況にあると判断するものでございますが、今後の国保会計の財政状況や平成30年度に向けて行われます広域化の協議状況を見守ることが必要であるとこのように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

どうもお世話さます。

引き下げた自治体というのが、京都市、今わかっているところでは1人2,500円ですかね。そういったところが引き下げているようでございます。

それで、町長もお話になったように、今回低所得者対策の強化のために、保険料の軽減対象となる所得者の数に応じた自治体の財政支援をするということで、財源として消費税、地方消費税の増税に伴う社会保障の充実分ということで、全体では約1,700億円というようなことでございます。ですので、いわゆる低所得者対策という名目のもとで出されている財源でございますので、その分について低所得の方に回るのが相当であろうという思いで質問をいたしました。

それで、まず最初に全体のお話として、いわゆる平均的な世帯における所得と税額について、課長のほうからでよろしいですのでお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。



町 長 （浅野 元君）

大和町の個人のということなんですよ。（「平均というんですかね」の声あり）大和町の平均世帯のということでしょうか。（「そうですね」の声あり）ちょっと手持ち資料がないようですので、後でご報告させていただきます。済みません。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

町民生活課の資料によれば、1人、調定額ですけども10万1,000円、それから1世帯あたりの調定額で18万4,000円という金額になっているようでございます。ただ、金額だけではちょっと全体の周りがわからないのということでお尋ねしたところですが、ではちょっと困ったね。どうしようかしら。わかりました。

それで、いずれここ大和町におきましても、いわゆる当年度分の徴収率というんですか。大体、経年で見ますと7割台から8割台というところが多いのかなというふうに思っております。それで、今申しましたように、税額的にも1人平均でいきますと10万1,000円というような金額のようでございます。これにつきましては、金額だけだとちょっと答えにくいかもしれませんが、やはりかなり実態とすれば高いんじゃないか。町の財政云々というよりも、当事者にとってはかなり高いんじゃないかという認識で私はおりますが、町長、そのことについてもしお答えできれば。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

高いか安いかということでございますけれども、こういったものにつきましては、どの基準が高いか安いかというものはあるというふうに思いますけれども、安ければ安いほどいいというか、負担が少なければ少ないほうがいいというふうには感じております。

この今申された数字がどのレベルにあるか、それにつきましては町民生活課長からお答えさせていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

藤巻議員さんの質問にお答えいたします。

1人当たりの調定額ということで、市町村の比較が出ております。大和町が10万1,164円ということで、順位的には県内で13位という順位でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

10万1,000円ということで、これは上から、高いほうから13番目という数字のようでございます。それで、私、今回質問に立ったのは、県内で高いとか安いとかということよりも、そもそもどうなのかという……。そもそもというところとちょっとまたあれなんですけれども、実は3年ほど前ですけれども、厚生労働省の国保収納率向上アドバイザーという方がいらっしゃいます。小金丸さんという方ですけれども、この方が国保についてこんなふうなことをおっしゃっているわけです。国民健康保険は「社会的弱者が多いという最ももろい体なのに、最も重い負担になっているという矛盾が最初からあった。そもそも、担当者がこれほどにも収納率の維持向上に血道を上げざるを得ないこと自体が、社会福祉の制度としてはどこかに欠陥があることを物語っている」と。これ、直接のお役人ということではないようでございますけれども、ちょっと外野席っぽい発言でございますけれども、厚労省の関係の方もこのように言わざるを得ないというのが、この国保料のところなんだろうなというふうに思っております。

それで、実に以前は、以前というのはいつのことだいというのがあったんですけれども、市町村の国保会計の5割を国での補助金で賄っていたという歴史的なところがあります。ところが、今はその中で2割5分に、今は半分になっている、それが国保会計が赤字になる最大の原因じゃないかなというふうに思っています。ですので、これが逆に言えば、戻れば、国保会計、あるいは、きょう私が高いんじゃないか、安くないのかいという、実際に町長の答弁を聞いてもなかなか今の実態の中では大変な

のかなど、率直にそういうところではありますけれども、ただやっぱり高いんだというそういう認識について、私はそういう認識なんですけれども、町長はそのことについて、勝手にしようといえば勝手なんですけれども、やはり一つはそういう認識を持っていただければと思って質問いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

勝手にしようというのが誰に言ったのか、私はそんなこと一言も申し上げておりませんので、藤巻議員さんの言葉だというふうに思っております。

国保の運営につきましては、お話のとおり本来国といいますか、そういった中でやっていくわけございまして、先ほどお話のあった50%ですか、今は25%になっているというお話でございますけれども、実態がそういう状況にあるんだというふうに思っております。

本来であれば、幾らでも、先ほど申しましたとおり、負担が少なく運営ができればということでもありますけれども、今これ、こういったものを町に預けられるといいますか、の中で運営するに当たって、運営していくための費用というものが当然必要になってまいります。したがって、その中での税率といいますか、そういったものについて、運営をしていくがための税率を掛けて徴収をさせてもらっているということでございますので、少しでも税率を低くといいますか、安くするということについては、全くそうあるべきだというふうに思いますが、現状これを運営していくということについて、破綻させるわけにもまいりませんし、やっていくためにはこれも必要なんだろうなど。そして、国保という制度がやっぱり制度としてなくなれば、これまた皆さんに大変な迷惑といいますか、大変なことになりますので、これを維持していくということも非常に大切なことだというふうに思っております。

ですから、維持するがために何ぼでも高ければいいのかと、そんなことはもちろん思っておりませんし、幾らでも安くというふうには考えますが、この国保の制度を維持することによって、国民の皆様方が健康を確保するというか、そういうためにも大切な制度でありますので、この辺の難しさはあるというふうに思っております。

今の和町その税率が高いか安いかわかるものにつきましては、先ほど申しましたとおり、幾らでも低いほうがいいだろうというふうに思いますが、運営というこ

ともありますし、運営をすることによって住民の皆様方の健康を守っていくという役割もごございますので、その中で最善を尽くしてまいりたいというふうに考えます。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

町長もおっしゃいました。それから、先ほども言いましたように、本来はもっともっと国のほうで、国の制度でもございますので、負担を安くするという責任は、大きくは国にあるのではないかなと私も思うところでございます。また、そういう中での医療というんですかね、町民の健康を守るための制度でありますので、ぜひとも守りつつも払いやすいというんですかね、そういう制度になりますように、そういったものを訴えまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

続きまして、5番松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

それでは、私のほうからは1件、健康寿命県内ベスト1位の目標を達成しようということについて質問をいたします。

町では、健康たいわ21プランの第2次計画を策定し、平成26年、去年から10年間の健康づくり重点施策を盛り込んだ計画を推進中であります。計画の目標として、健康寿命県内ベスト1位を掲げ、個人、家族、仲間、地域、行政が力を合わせて健康なまちづくり大和町を目指しております。

健康寿命とは、認知症や寝たきりにならない状態で介護を必要としないで生きられる期間、または一般的には健康上の問題がない状態で日常生活が送れるとこういう期間を言っているようであります。町の高齢者の中には、健康を維持するために散歩やハイキング等及び各種の球技等を通じて、多くの人を散見いたします。また、地域の仲間と一緒にあって、楽しみながら活動している各種団体があります。これらの活動は、町の医療費、特に後期高齢者の医療費及び介護給付費の削減に大きく貢献をしておるとこういうふうに思慮します。町は、健康寿命県内ベスト1位の目標を追求する

とともに、行政はこれらの人々を積極的に応援し、後期高齢医療費及び介護福祉費等の削減を図れるようすべきと考えております。町長のご所見をお伺いいたします。

一つは、町の県内における健康寿命の状況と目標達成の可能性について。

二つ目は、町の後期高齢医療費及び介護給付費等の状況について。

三つ目は、大和町グラウンド・ゴルフ等の各種団体の応援について。この3点でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをします。

初めに、町の県内における健康寿命の状況と目標達成の可能性についてでございますが、本町では現在、「明るく元気で生きたいわ～健康たいわ21プラン」第2次計画を推進中でございます。「子どものうちから健康づくりに取り組み、人と人がつながり合い(愛) 居場所のある 明るく元気で生きたいわ 健康なまちづくりの実現」を基本理念とした計画でございます。この計画は、町民の健康課題に焦点を絞った計画でございます。子供のうちからの健康づくりを大切にして、町民一人一人の主体的な取り組みを支援する10年間の計画となっているところでございます。

21世紀における第2次国民健康づくり運動、いわゆる第2次の健康日本21で掲げられる全ての取り組みが健康寿命の延伸に資するものであり、本町の計画におきましても健康寿命を目標として盛り込むことは不可欠でございます。

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されております。平成22年の国民生活基礎調査をもとに算定されております健康寿命につきましては、全国で男性70.42年、女性73.62年、宮城県の男性、宮城県の場合は男性70.40年、これは全国順位で27位でございますが、女性は73.78年、これは全国順位で22位となっているところでございます。大和町の健康寿命につきましては、男性は77.95年、県内で14位、女性が84.33年、県内7位という状況にあるところでございまして、県内の健康寿命の1位との差は、男性で3.11年、女性で1.83年という状況になっておるところでございます。

次に、目標達成の可能性についてでございますが、平均寿命と健康寿命の差を日常生活における不健康な期間として捉えております。平成22年におけます平均寿命と健

康寿命の差は、全国で男性は9.13年、女性は12.68年となっておりまして、宮城県においては男性が1.49年、女性は3.25年となっているところでありまして、本町では男性1.42年、女性3年となっているところでございます。

今後、平均寿命の延伸に伴い健康寿命との格差が拡大すれば、医療費や介護給付費の多くを消費する期間が増大することになります。疾病予防と健康増進、介護予防等によって平均寿命と健康寿命の格差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できるところでございます。そのためにも、やる気を出して健康寿命県内ベスト1位を達成すべく、継続的に取り組むことが重要となります。

現在、鶴巣地区におきまして健康づくりのモデル事業を実施しておりまして、子供のうちから健康づくりを大切に、地域に合った健康づくり活動を実施し、成果が出ているところでもあります。また、脱メタリーダー研修会として各地区ごとに健康づくりのリーダーであります行政区長さん、保健推進員の方々、食生活改善推進員の皆さん等と「明るく元気で生きたいわ～健康たいわ21プラン」の8つの重点項目につきまして協議を行い、地域での取り組みが開始されているところでございます。

さらに、本町のメタボリックシンドロームの該当者また予備軍を平成22年度と平成25年度で比較いたしますと、男性は54.8%から46.3%と8.5%減少いたしておりまして、県内ワースト1位から県内17位と改善をしたところでございます。また、女性におきましても21.7%から17.9%と改善し、県内13位という状況にございます。町民皆様方がメタボ予防に取り組み、食生活や運動習慣を改善し、健康的な生活習慣を継続することで、特に男性のメタボリックシンドロームの該当者や予備軍が大幅に減少し、改善しているところでございます。

このことから、健康づくりへの取り組みを個人または地域で継続して行うとともに、健康を守るための社会環境を整備していくことで、目標達成の可能性はあると考えております。また、町民の皆様が健康で過ごしていただく期間を長くするためにも、目標に向けて皆様とともに進んでまいりたいと考えておるところでございます。

ご質問2要旨目、町の後期高齢者医療費及び介護給付費の状況でございますが、初めに後期高齢者医療費の状況でございますが、平成23年度22億9,905万5,000円、平成24年度23億6,641万3,000円、平成25年度23億5,592万4,000円とほぼ横ばいの状態で推移しております。1人当たりの後期高齢者医療費につきましては、平成23年度77万9,869円、24年度77万9,729円、25年度75万8,243円となっているところでございます。後期高齢者みずからがウォーキングや各種球技等活動に励んだこと、また健康づくり

のサークル活動で健康維持に取り組んだ結果であると考えられますし、このような活動をこれからの高齢化社会では大切なこととなるものでございます。

次に、介護給付費についてでございますが、介護給付費につきましては65歳以上の第一号被保険者及び40歳から64歳までの方の第二号被保険者が介護サービスを利用された場合に対しまして、保険給付費を要介護度別及びサービス種類ごとに毎月県に報告をしております、平成24年度の介護給付費につきましては15億2,136万8,000円、平成25年度におきましては16億4,732万5,000円となっているところでございます。今年度におきましては、平成27年1月審査分までで14億6,501万4,000円の給付費となっておりますところでございます。

また、サービス受給者1人当たりの保険給付費につきましては、平成24年度15万6,070円、平成25年度16万1,534円となっております、今年度におきましてはこれまで16万5,857円となっておりますところでございます。

介護サービスを必要とする要介護者や介護をされる方に対しては、必要なサービスの提供がなされているのではないかと捉えております。今後とも町民皆様の疾病予防と健康増進、介護予防等事業を推進するとともに、健康診断によります生活習慣病等の早期発見、健康啓発を実施し、平均寿命と健康寿命の格差の短縮を図ってまいりたいとこのように考えております。

ご質問3 要旨目の大和町グラウンド・ゴルフ等の団体支援についてであります、グラウンド・ゴルフについて申し上げますと、大和町グラウンド・ゴルフ愛好会は平成8年に創立されまして、鶴巣北面運動場広場にて第1回目の大和町労連グラウンド・ゴルフ大会を皮切りに活動を展開しております、その後、平成11年より総合運動公園を中心に200名前後の参加者による大会が開催され、平成17年より四十八滝公園を拠点とする活動の場を町が整備し、資材収納庫等の設置費補助等を行い、最近におきましては鶴巣教育ふれあいセンターの敷地へ資材収納庫移設希望への対応を図るなど活動の支援を行っているところでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

この健康たいわ21プラン第2次計画は、健康なまちづくりの実現、こういうことを基本理念として、子供のうちから健康づくりをするんです。この10年間でそれをする

んです。こういう計画のようであります。去年のデータで見ますと、日本の平均寿命というのは、男性が初めて80歳を超えて現在80.61歳、それで女性は86.61歳ですね。ともに、2年間連続で世界一とこういうことになりました。人は誰でも最後まで健康で生き生きした生活を送りたいと、こういうふうに思っていると思います。

回答書にありましたように、平均寿命と健康寿命の差ということで、男性では不健康な状況ということは約9年間、女性では約12年あるとこういうふうにあります。この平均寿命と健康寿命との差を短縮するとこういうことができれば、医療費もしくは介護給付費等の社会保障費の負担の軽減というか、これに大きく貢献をするというふうに考えております。

ここで第1要旨目に挙げました、町の県内における健康寿命の状況と目標達成の可能性について、目標達成の可能性については、これは達成可能ですよとこういうふうにご答弁書で挙げられております。私もそのように感じております。これの宮城県内の大和町の平均寿命と健康寿命をちょっと調べてみましたならば、男性は平均寿命79.37歳、健康寿命は77.95歳、その差1.42と。女性は87.33歳、健康寿命は84.33歳、これは男性で言うと県内で14位、女性は7位と比較的上位にあると思います。この数字からいって、達成可能かなというふうに思います。その差、男性の場合は、平均寿命と健康寿命のこの男性の差ですね、1.42歳、女性は3歳ちょうどということで、これは全国から比較すると極めて短いというか、一番の理想は健康寿命と平均寿命が一緒になるというか、もうある日突然というふうなのが理想になるとこういうふうに思うんですが、きわめて短いということについて、この1.42歳、3歳、これについて町長の所見があればお願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

所見ということでございますけれども、今、議員お話のとおり男性につきましては1.42歳、女性は3歳ということで、女性のほうがちょっと大きい、倍ぐらひはありますけれども、お話のとおり非常に短いといひますか、期間が少ないということですので、これは大変結構なことだというふうに思ひています。元気な高齢者が多いということになるわけでございますし、いわゆる「明るく元気で生きたいわ」というのが実践できているということでございますから、大変結構だというふうに思ひております



し、このことはもっと何ぼでもというか、少しでも狭めていくといいますか、そういった努力を町でもしたいと思いますし、住民の皆さん方にもいろいろ参加してもらおうということで、そういった体制をこれからも継続してまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

町の施策、いろいろ施してというか、施策として健康寿命を延ばすというか、町全体が健康になるようにということで、いろいろ施策としてあげられておるんですが、その成果もあってこの1.42歳、もしくは女性の3歳ということは、全国から見ると男性で9歳ですからですね。1.5歳。8歳もの違い。もしくは、女性だと9歳ぐらいの年齢差、この短縮をしているということは、素晴らしいことだなという認識をしております。

それで、町のやっている施策というかについてお伺いをいたします。町は、健康たいわ21プラン、これを目標達成するためにさまざまな高齢者の生きがい施策というか、こういうことをやっておるようであります。ちょっと挙げてみますと、敬老会の事業とかあとはいきいきサロン、あとは健康相談とか検診、そしてまほろば大学の生涯学習、そして町民に対する文化芸術、そして芸能活動、あとはシルバーセンターの事業なんかもやりがいを与えるということで、町民に生きがいを持たせるというもので、こういうふうに効果が上がっていると思っています。あとは、町で教育というんですかね、ストレッチとかウォーキングの健康づくり事業とか、こういうことを施策として、これは余り表に出なかったんですが、この健康寿命の延伸にこれが大きく役立っていると、貢献していると私はこのように考えております。これらの施策をさらに工夫されて、継続していただきたいなというふうに思っています。

それで、大和町で健康維持のためにそういうことをやっているんですが、問題点というか、大和町の健康上の問題点ですね。ああ、こういうことがあるなということが町長、掌握している事項がありましたらご答弁をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

健康上の問題点ということでございますが、以前には、先ほどありましたけれども、メタボ率が1番であったとかそういったことはあったわけでございます。それと、健康診断等で、その地域地域の特性と申しますか、そういったものが出てきている傾向がございまして、それを踏まえて本年度は鶴巣地区で、地区全体見た中で健康管理をしたという、モデル地区としましてですね。来年は吉田ということで、今度はまたエリアを別にして、来年度ですね、そういった形で今度は地域地域で、血圧が高いとかいろいろ違うものですから、それに見合った指導を仙台大学とかそういったところと提携をしながら1年間かけて、子供からそれこそお年寄りまでという中でやって、この間鶴巣でもやってきましたので、そういったものについて今度は吉田でやるというか、予定をしております。

全体のものも、健康の把握もありますが、そういった地域の特性と言ったらいいんでしょうか、そういったのがあるものですから、そういう地域限定と申しますか、特化した中での事業とかそういったものを、もう今もやっておりますけれども、そういったものも継続してやっていきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

データというか、いろいろ調べてみましたら、大和町は特に、答弁書の中にもあったんですが、メタボですね、これは平成22年度の数字で言っていると男性が54.8%でワーストワンというか一番悪い。女性では15位という、21.7%、これは22年の段階です。あとは、どうも大和町民、運動習慣が少ないというか、これは基準では1日30分以上で週に2回ぐらい、こういうことで調査をしたんでしょうけれども、これだと宮城県の中、自治体35あるうちの31位、男性がですね、5.1%しか運動していない。あとは、女性は29位、これも少ない。30.1%。運動量が少ない。あとは、これも問題なんですけど、成人の喫煙、たばこですね。たばこが男性で7位、女性に至っては1位、ワーストワンです。これは、22年の段階です。こういうふうなポイントというか、この辺の改善というかがあると思います。

メタボについては、回答書にありましたように、平成22年度から25年度に男性は

46.3%、1位から17位まで向上しましたよと。あとは、女性では15位だったものが13位。だから、いろいろ施策の効果というかが出ておるなというふうに感じております。したがって、いろんなところで、広報たいわだとか、いろいろな検診があるよとか、いろいろなスポーツ大会があるよという効果が出ているというふうに認識をしています。

また、健康たいわ21プランのスローガンですね。こんなことも踏まえてでしょうが、3点挙げております。これは、メタボを脱出しようということで、「歩こう！15分間！」そして塩分ですね。血圧。塩分をあと3グラム少なくしましょうと。「めざせ！禁煙！」こういうことを挙げておるようであります。これについては効果が上がっておると思います。町長、ご所見があればお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

効果が上がってきているということによろしいんだろうなと思っておりますが、そのとおり運動とかなかなか、農家の方とかは普段動いておられる方も多いので、改めて運動という形ではやっていないというので、その数値がその辺もあるのかなという気はしているところもあるんですが、さっきの運動不足というのですね。

あと、塩分とかにつきましても、どうしても漬物とか、どうしてもこの辺があれですので、そういったものの食改さんとかのご指導とかそういった中で、塩ではなくて酢でとかいろいろあるようですけども、そういった工夫も今やられているというふうに思っています。

たばこにつきましても、どうですかね、喫煙所とかを設けていますので、それがいいのかどうかというのはありますけれども、嗜好品ということもありますので。大分減ってきているというふうには思っておりますが、健康のためにということですので、そういった啓発活動とかそういったものはやっていきたいというふうに思っておりますし、おかげさまで効果も上がってきておるということも数字的にも見えておりますので、これからもやっていって、より健康な町にしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

ありがとうございます。

2つ目の要旨に入らせていただきます。

町の後期高齢者医療費及び介護給付費等の状況についてであります。きのう渡辺議員の回答書にもありましたが、平成27年度の後期高齢者の医療費というか、これは23億円を超しておる。後期高齢者の対象者は3,011名で、1人当たり75万8,000円、これは24位の状況だというふうにお伺いしました。私も調べたところ、23年度22億8,900万円ですね。端数を省きます。そして、対象者というか、75歳以上の人は2,989、約3,000ですね。24年度は23億6,700万円、これは3,000人を超えています。それで、その経費としては平成21年度から20億円を突破して、これが毎年、全般的には増加傾向にあるという認識でございます。

うちの町でこれだけの金額ということになると、国全体では社会保障費として捉えた場合には、年約1兆円ずつ伸びておるんだと。そして、ことしの一番予算で問題になっておるのは、31兆5,297億円というのは国の社会保障の全体的な予算でございます。そうすると、これと介護、これも大きな金額が出るわけなんです。この町の捉えている健康寿命県内ナンバーワンというのは、極めてわかりやすい、そして町民が理解しやすい具体的な目標であるというふうに、極めてすばらしいなというふうに捉えております。

次に、介護給付のことなんです。27年度の推定ですが、この間の条例改正等の話の中で出たんですが5,678名、これは65歳以上の方が5,678名おって、これは全体の20.3%を占めるんだと。全人口の。そうすると、二十点ということは5人に1人はもう65歳の町だということになるわけでありまして。それで、介護に要するお金が、23年度は12億9,000万円ですね。端数を省きます。要介護者が5,000人中885人、24年度は15億2,400万円、5,057人ですね。要介護者が954名というふうになっておるようでありまして。これもこの金額を節約するというか、効果といいますか、具体的に県内健康寿命を1番にしようということでもありますので、すばらしいと思っています。

県内で調べたところ、健康寿命の一番いいというところは、大河原町ですね。大河原町。大河原町は、健康寿命、男性で81.06歳。女性で言うと、女性は松島町ですね。86.16歳。大和町と比較すると、男性は3.11歳、女性は1.83歳とこういうふうになるわけでありまして、この答弁書では健康寿命県内ナンバーワン、これは達成可能であるというふうな町の判断であります。本当にそういう見方で、達成可能である

とこういうふうに私も理解をしておるところであります。

次ですが、3要旨目に入らせていただきます。

町でいろいろな施策をやっておるわけなんです、その中でグラウンド・ゴルフ協会、平成8年ごろにできた愛好会というものが、次に平成9年にグラウンド・ゴルフ協会ということで、来年もう20周年記念を見ているんですが、この活動を見ますと、一つのクラブの例なんです、健康寿命の短縮に模範的な活動をしているなとこういう認識であります。見ていて、私たちの先輩がやっているところでちょっと様子を見に行ったんですが、頭が下がるような思いです。これは、なぜかという、今、平成23年の協会の会員数というか、これを見ますと360名以上、そして340名ぐらいの人たちがもう65歳以上、の人たちが健康増進を目標として活動をしているわけです。それぞれの地区に支部がありまして、いろいろ町から場所を提供してもらって活動をしているんですが、このグラウンド・ゴルフ協会のいいところというか、町長は私の話よりもいろいろな協議会のときに行って、いろいろお話をされたり実際に見ていると思うんですが、どんなことでいいなとこういうふうに思っておられるか、あれば。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

グラウンド・ゴルフ協会、私も大会にご案内をいただいております。皆さん、まず熱心だということですね。一生懸命取り組んでおられるということ。お話のあったとおり、今の協会になる前にいろいろ、愛好会から始まってということであったところでございまして、前はいろんな場所でやっていたんですが、例えば総合運動公園なんかで宮城県大会とかそういった大きな大会もやられながら、多くの方が参加されて熱心に取り組んでおられたというふうに思っております。

また、役員の方も随分熱心に取り組んでいるんだなというふうに思っておりますし、その中心になる人たちが労を惜しまないで取り組んでおられて、ですから四十八滝の運動公園の専用化といいますか、あれにつきましてもそういった中で町も協力をしてやった経緯がございます。

また、あのグラウンドにしましても、整備も自分たちでやるという感覚で、芝刈り機とかそういったものも準備はしたわけでございますけれども、そういった中で、自分でできるものは自分たちの力でやろうという積極的な気持ちがおありだというふう

に思っております。結果的に、あそこはちょっと遠くなったということでございまして、鶴巣に行ったわけですが、遠くなったということは、それまであそこに通うのについても皆さん相乗りで、車のですね、そういったので来られるとか、そういった協力体制もできていたんだろうなというふうに思っております。

新しい競技で興味ある部分といいますか、目新しさというのももちろんあったというふうには思いますけれども、やはり会員の方一人一人が熱心であったということ、そのことが結果的に健康につながっているということになろうというふうに思いますけれども、そういったこと。あと、役員の方々が一生懸命やられたということ、そういった総合的な力が相まって、ああいう形の活動ができたのではないかと。そのことが、健康につながっているのではないかとというふうに思っております。

議長 (大須賀 啓君)  
松浦隆夫君。

5番 (松浦隆夫君)

確かに、様子を見ますと熱心であるし、役員の人たちもしっかりしている。私その活動を見て感じるのは、ゴルフをやった人はわかるんですが、グリーンの中に入ってからちょっとした穴に入れるというか、結構な高齢者でもできるスポーツ。比較的平坦なところで、そんな過激な玉を飛ばすような競技じゃないということもあるんですが、これをやるために80を超したような人、ちょっと失礼ですが、腰が曲がったり足が曲がったりしている人でも、驚くほど正確な玉を打って競技をしているわけです。

これを見て、これをやるためには日ごろから規則正しい生活をしているなというふうなことを感じます。そして、まず楽しみながら、やる気を出してというか、週3回程度、吉岡の場合はやっているようですが、楽しみながらあしたは朝9時に行くんだというふうなことで、楽しみながらわくわくした気持ちであれに来ているなという感じを得る。あとは、9時から11時ころまで約2時間、中ちょっと20分ぐらい休むんですかね。その36ホールぐらいのところをこういうふうには歩くんですが、負荷をかけないで、体力と、そして見ていると気力も充実をしてくるというか、そういうふうな様子が伺える。また、ある程度の人で競争心というかライバルというか、あの人には負けたくないというか、そういうふうなものをグラウンド・ゴルフ協会の活動を見て感じておるわけです。

これには、楽しみというかを挙げたんですが、それぞれの地域に町で協力をさせていただいて、吉岡の場合は中央公園というんですかね、その場合。そして、あと吉田は教育ふれあいセンター、宮床はわかば公園または旧小学校のグラウンド、そして落合は落合教育ふれあいセンター、鶴巣は鶴巣教育ふれあいセンター、こういうものを町の好意によって使わせていただいておりますというふうなことであります。

まず、会員は会費として年間2,000円ぐらいしか、2,000円ですね。これはA会員とB会員があって、A会員については大和町以外のところへ行って試合ができる。A会員は、1,000円を集めて、そして年間を通じて活動できると、こういう面でもすばらしい団体だなというふうに思います。

それで、こういうふうな団体、これはグラウンド・ゴルフに限らず町として、ゲートボールでもその他の競技等でもいいんですが、町の役割というものとはどんなものがあるのか、町長にお伺いをいたします。

議長 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

役割といいますと、そういった競技に対する役割ということなんでしょうか。まず、グラウンドといいますか、そのやる場所について環境整備とかそういったものがあるんだというふうに思っております。今、お話にあったように、教育ふれあいセンターとか、または中央公園、それぞれの地区の公園等で朝、練習されている方々も随分おいでだというふうに見ております。ご自分たちで整備といいますか、草取りとかそういった管理をしているところもあるわけですが、町としましてもそういったグラウンドとかそういったものの、そのためのというよりも施設の維持管理という部分でもありますけれども、そのグラウンドの整備ということはあるというふうに思います。

それから、大会によっては、例えば老人クラブさんが主催されるとかいろんなそういったこともございますので、そういった場合に社協としてのお手伝いなり、役場の福祉課としてのお手伝いなり、そういったものも出てくるというふうに思っております。このことについて、こういった大会をやるとかそういうものはなかなか町としてはないわけですが、そういったお手伝い、バックアップとかそういったものがやれるのではないかなというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

ちょっと質問の仕方も悪かったんですが、健康寿命を延ばすためにというか健康寿命ナンバーワンにするために、町の役割というか、これはそういうふうな捉え方で今、質問したんですが、役割としては健康づくりに関する情報提供とか普及啓発、もしくは健康に関する相談、保健サービス等の提供、そして健康寿命を延ばすために検診などの健康増進事業、そして今、町長からご答弁いただいたように、健康づくりの環境整備といたしますかね、プレーする場所、要するにお金がないわけですから、そういう場所を提供したり、整備をしてあげるといふか、そういうふうな行政の役割といふか、できるだけそういうふうな協力をしていただきたいといふふうに考えております。

健康寿命県内ベストワン、これを目指して高齢社会の生きがいの施策、この取り組みについて町長のお考えをお伺いしたんですが、最後にもう1つお伺いいたします。健康たいわ21プラン第2次計画、これは去年から平成35年までの10年間を見据えた計画、ぜひとも浅野町長に先ほど言った施策を継続していただいて、目標を達成できるようにしていただきたい。目標達成可能だといふ言っているんですが、達成していただきたい。

と同時に、今年には町にとりまして地方版の総合戦略の策定とか最終処分場問題の決着とか、重要な年にあります。浅野町長には引き続きこの重責を担っていただいて、最後にその決意をお伺いして、終わりといたします。

議 長 （大須賀 啓君）

通告以外もありますが、通告されている分、答弁をお願いします。

町 長 （浅野 元君）

健康づくりといたしますか、健康たいわ21、これはお話のとおり計画第2次でやっております。このことについては、当然今も継続しておりますけれども、「明るく元気で生きたいわ」というまちづくりの基本でございますので、このことをしっかり継続してやっていくと。

そして、1位ということにつきましては、先ほども申しましたけれども、やる気を



出して健康寿命ベストワンを達成すべく取り組むことが重要という観点の中から、や  
ってまいりたいというふうに思っているところでございます。健康であることが町の  
元気につながってまいりますので、そのことは町としましてもしっかり取り組んでい  
きたいというふうに思っております。

その他につきましても一生懸命頑張ってまいりますので、よろしく願いいたしま  
す。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

ありがとうございました。終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で松浦隆夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時08分 休 憩

午後2時19分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番高平聡雄君。

13番 （高平聡雄君）

それでは、さっそくお尋ねをします。

定住促進返還免除型奨学金貸付制度の創設についてということで伺います。

大和町奨学資金貸与条例では、「本町内に居住する者の子弟で優秀な学徒にして経  
済的理由により修学困難なる者に対し、奨学資金を貸与し、もって有用の人材を育成  
することを目的とする」としております。「学資金の貸与を受けようとする者は、品

行方正にして学業成績優秀、身体強健な者でなければならない」とその資格基準を示し、昭和39年4月1日以降、50年間数多くの学徒に対し支援を行ってきております。

今回、私が提言させていただくのは、現行の奨学金制度に加えて、大和町ふるさと人材育成定住促進奨学金を創設し、大学生、短大、専門学校または専修学校の上学年の生徒さんということに対して、卒業後、定住で奨学金返済免除あるいは結婚なら全額免除などなど有為な人材を育成、支援するとともに、将来にわたり大和町への定住を促進することを目的にされ、設立をなされてはいかがかということでお尋ねをします。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、まず町の奨学金につきまして、議員質問の要旨のとおりでございます。平成26年度におけます貸与額につきましては、大学生が月額3万円を24人に貸し出してございまして、総額864万円、高校生は月額1万5,000円でございます。貸与額につきましては1人年間18万円となっております。最近5年間の奨学生認定状況は、おおむね10人前後でございますが、平成26年度は大学生5人とどまったところでございます。現在、償還を行っている奨学生は94人となっております。

平成26年度学校基本調査の速報値によりますと、現役生の大学、短大進学率は53.9%で、専門学校も含めるとおよそ7割の生徒が高校卒業後、進学道を選択してございまして、奨学金の果たす役割は今後さらに重要性を増すものと考えております。平成27年度の奨学生の予算成立後の4月から募集を開始いたしますが、現行制度の奨学金の周知をさらに進めてまいりたいと思っております。

さて、大和町ふるさと人材育成定住促進奨学金を創設して、町内への定住を促進とご提言でございますが、町全体では人口増加率が県内第一でございまして、ここ数年、その状況は続いております。しかし、人口が増加している地域は特定の地域のみで、町内全域で人口が増加しているわけではなく、周辺地域では人口の減少が続いております。人口減少の一つの要因といたしまして、大学進学時や就職時の首都圏等への転出があると考えられます。こうした若者の転出を食い止め、大和町の振興に有為な人材を育成し、大和町への定住を促進するための方策としてのご提言であるというふうに思います。

しかしながら、大学卒業後に定住した場合に、奨学金返還を一部免除といたしますと、その財政措置につきましては多額になるところでございます。また、償還後に転出する場合も想定されますことから、若者の定住化対策として一定の効果があると思っておりますが、ご提言の奨学金の実現にはまだ課題もあるというふうに考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

まず、じゃあ現行の奨学金制度について、おさらいの意味も込めて。ご答弁の中には、概要としてお答えをいただいたので、もしデータがあればお答えをいただきたいんですが、直近5年間で奨学認定状況はおおむね10人前後というような言い回しになっておりますが、具体的な数字がお手元にあればお伝えをいただきたいですし、また奨学金の償還状況ですか。こういったことについても、知り得る範囲でお答えをいただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、奨学生の認定状況ということでございますけれども、直近5年ということでございますが、平成25年度につきましては採用は10名でございます。大学生が9名、高校生が1名でございます。24年度は7名で、全員が大学生でございます。平成23年度も大学生のみで12名、22年度は大学生が6名、高校生が4名の10名、21年度が4名でございまして、高校、大学それぞれ2名でございます。

それから、返還率というか収納率というか、このことでございますが、25年度が、これは現年度分と過年度分とございますけれども、現年度分で25年度は97.94%、過年度分が89.01でございまして、合計すると97.51%となっております。24年度は現年度分が95.63%、過年度分が75.61、合計で94.04%、23年度が現年度95.98%、過年度分66.20%で、合計しまして92.27%、22年度が現年度が91.51%で、過年度分53.41%で、全体で85.61%、21年度につきましては現年度が92.39%、過年度44.65%で、合わせ

まして84.44%の状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

今、お伝えをいただいた数字を見ますと、一目瞭然なのは平成23年以降、高校生が多い年で1人ということで、それ以外は毎年ゼロという状況。それと、23年以降で大学生も徐々に減ってきている。減少傾向というか。特に、昨年度なんかは、この間も伺いましたが、10人募集したところで5人だというようなお話をされておりました。反面、今のお答えの中にあつた奨学金の償還金というか、回収については、年々上昇してきていて、もう一昨年あたりはほぼ回収済みに近いというような数字ということで、これがなぜこういう数字になっているのかお聞かせをいただければというふうに思いますし、前段で申し上げた高校生がゼロで、大学生の数が減っているという状況。

先日の全員協議会の席上では、教育委員会のこれに対する見方というものは伺いましたが、町長はどのようにこの傾向を分析されていらっしゃるのか、お尋ねをします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この傾向につきましては、教育委員会でお話ししたことはもちろんあるというふうに思っております。重複する部分も出てくるかもしれませんが、高校生も大学生も奨学金のPRといたしますか、その部分についての弱さといいますか、そういった部分も全くないわけではないんだろうなというふうに思っております。もっと使い勝手のいいというような形のものであればというふうに思いますし、使う人によっては例えば金額的なものもあるのかもしれませんが。

高校生が減ってきている傾向というのは、ちょっと私もこのことについてはなかなかこれだというものがないのですけれども、1万5,000円という金額ということもあるのかなというふうな思いもでございます。

あと、償還率のアップということでございますけれども、これにつきましては確かにアップしてきているといたしますか、これはもちろん返済する人が一生懸命返済して

くれるというのが、まず第一でございます。それから、もう一つにつきましては、保証人制度等を強化しまして、借りの段階に当たっては、もし返済が滞った場合には連帯保証という形の保証人制度に途中から切りかえた部分もでございます。それから、もちろん職員の努力といたしますか、それもあったというふうに思っております。まだまだ、返ってはきているのですけれども、ご本人ではなくて、例えばおばさんとかそういった方というのも全くないわけではないものですから、率は上がっておりますけれども、環境が厳しいんだろなというのはまだ思っているところでございます。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番（高平聡雄君）

回収率が上がって、それが職員の努力によるものであれば、職員に対して褒めてあげる言葉も一言かけてあげていただければというふうに思います。また、保証人を強化したというようなお話ですが、それも含めて、裏返してみると、それが借りにくくなった原因にもつながることでもあるのかもしれないということも、今お話を聞いて、ちょっとひっくり返して考えてみたときにはそうなのかなというふうに思います。

それ以外の理由について、先ほど申されたのと前回教育委員会の見解としてお話いただいたのと丸きり同じお答えで、広報が十分なのかという検証が必要なのではないかというようなことを申されておりました。あとは、分析をしないとよくわからないというようなことも前回と同じような、ニュアンスは近いなというふうに思うんですが、私はもうはっきりしていると思っております。

それは、一つ、高校生が借りなくなった理由の大きな原因は高校の授業料の無償化、これによってそれまでよりもその部分に対する経済的な理由というのが薄まったというのが大きな1点。あと、もう一つは、昔は日本育英会という奨学金を出していた団体がありますが、今は名前を変えて独立行政法人日本学生支援機構というんですか。そういう団体が発足して、一時期、ここ何年か前、高校授業料無償化とあわせて、その時代に、もっと経済的な支援をして子育てを応援しなきゃいけないんじゃないかという機運が世の中大きく渦巻いていて、その時代にそれまでと違って借りやすくなったというか、該当する学生の枠を広げたというか。無利子だけじゃなくて、有利子のやつも出して、そうするとほとんどの希望する学生は、無条件とは言わないけれども、借りたいと思っている人たちはみんな借りられるような制度ができた。あわせて、企業

も子供たちを応援したいということで、その企業あるいは産業界でさまざまな形で育英資金というものを提供するようになったということが、私はほとんどの大きな要因じゃないかなと。だから、PRが足りないだとか、そういうことでは私はないんじゃないのかなというふうに実は思っております。

そういう中で、じゃあ地方自治を担っているこういう自治体が、これまで50年間培ってきたそういう奨学資金をなくせばいいのかというと、そういうことでは全くないわけで、必要なところに手当てをすることは当然だと思います。ただし、これまでのバックボーンとは違う今言った背景があるから、その役割はモデルチェンジしなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えております。

ここ何年前にもこの議論をさせていただいたときに、奨学金の議論をさせていただいたときに、もっと広く借りやすいような奨学金制度にしたらいんじゃないのと、余りにも採用条件が厳しいんじゃないのというようなことを、私自身も申した記憶があります。世の中も、先ほど言ったようにそういう傾向に流れて、多分改正をされて、それまでよりは借りやすい条件づけというか、よほどのことがなければ借りていただけるような環境に、シフトは、大和町もしてきているんだろうというふうに思うんです。ですから、そういう意味では大和町の奨学資金、それでもニーズがないということ、余りこれまでどおりのニーズがないとすれば、そのあり方について検討を加える必要があるのではないかなというふうに思うんですが、今の私が申し上げたことについて町長はどういうふうにお考えになるか。町長の先ほどの見解には全く入っていない予想だと思うんですが、いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

奨学金のあり方ということでございますけれども、環境が変わったということ。確かに、無償化というのは、これは非常に大きいというふうには思います。また、育英資金ですか、今、名前が変わった、条件が変わってきたということでございますけれども、それらの条件がどういうふうに変ったか、ちょっと私そこまでは確認しておりません。企業さんがどういうものを貸し出しているのか、ちょっとそこも確認しておりません。ただ、そういった借りられる環境ができたということは、借りられるというか、そういう利用できる環境ができてきているということは、日本全体としては

非常にいいことなんだろうなというふうに思います。

さて、そこで町はどういうものをやりますかということになるというふうに思いますけれども、町の税金を使うわけでございますので、奨学金というものの性格からした場合に、しっかりした子供さんが勉強できる体制をつくってあげるということですから、意欲のある子供であってほしいですし、その資格というか、成績の基準とかそういういったものはやっぱり必要なだろうというふうには思います。これは。

それと、お手伝いをする中でどういう方法でといった場合に、だからじゃあ無償でというふうにはなかなかいかないんでないかと。だからといったんでは、またちょっと違うんだろうなと。さっき申し上げた、そこら辺なんだと思うんですよね。ですから、多くの方々に使ってもらおうとか、応援できる態勢にするというものは、それはそのとおりのやぶさかではありませんけれども、その方法論なり、あと約束事なり、そういういったものについてはいろいろやっぱり町として、行政としてやるというふうに当たっては、企業さんの考えとか民間の考えももちろんあるというふうに思いますけれども、行政は行政の立場としてのポジションを持ちながらやっていかなければいけないではないかというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

今回、私をご提言をさせていただいたものについては、奨学金という名前はついておりますけれども、これまでの議論してきた、いわゆる従来型の奨学金制度の方向をちょっと変えたバージョンというものではないんですよ。丸きり違うものを私は申し上げておまして、ですからこの奨学金の該当者というのは、高校生は除く。要するに、先ほど申し上げた大学生だとか、あるいはそれに準ずる短大生だとか高等専門学校でしたらば4年生とか5年生だとか。もう卒業が間近な、逆に言うと高校生は全然対象外というふうに考えておりますし、ご承知のように奨学金、大和町の場合は奨学金を貸与するための、人選をするための組織がございますよね。そこで検討されて、そこにデータが集まって、そこの中で検討された中から該当者について町長に諮問をされて、ああいんじゃないのということで決定をしているというのがプロセスだと思うんですが、私が今申し上げているのは、そういうプロセスを通さない。教育委員会さんが、いろいろこれまでどおりの形でやるというものから全く外して、それも町

長が直接、もちろんその下データというのは当然必要ですよ。それは必要だけれども、そういった審議会だとかなんとかを通じないで判断できるような条件づけをして、それを町長が指名してあげるということを考えているわけです。

もう少し具体的にいうと、例えば東北薬科大さんか何かで今、新しく医学部を創設しようと努力されていますよね。あれの設立目的は、要するに地元の医師不足を解消するために、その大学を出た方には貸与して、地元に残っていただくということを条件づけにする制度を設けているわけですよ。ちょっと飛躍して、ちょっと考え方が違うかどうかですが、例えば防衛大学校、これは任官をしていただくということを条件に、給料まで出るわけですよ。学費免除どころか。ですから、そのかわりちゃんと幹部として仕事をしてくださいと。ですから、大和町独自の有能な人材というものを求めて、もうピンポイントでその方に指名をする。例えば、保育士さんが足りないんだったら保育士さんになる方だとか、あるいは看護師さんになりたいという方、そういう方に絞って、その方が大和町でその仕事について働いていただくことになったら、その月分は大和町がその返済を免除しますよ、そういう形の考え方をもって、まさに有能な有益な人材を流出させないというような観点から、こういう制度を設けたらどうかというふうに提言をさせていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった考え方もあるとは思いますが。有能な人材に、ここに押さえ込む、住んでもらうという形ですね。

ただ、これって難しいのは、就職まで保証みたいな形ではないですかね。看護師さんとか保育士さんといった場合に、大和町で勤める場所というのは大体決まってくる中で、町に住んでください、町で働いてください、例えば保育士さんといった場合に、町の保育所に勤められますよというふうなところまでいってしまわないでしょうか。それは決して悪いとは思いませんけれども、初めからもう全てを保証してというか、そういう形の中で仕事の場も提供できますというふうなところまでいってしまおうと、先行投資という意味合いであれば全くないというふうに言い切れないところはありますけれども、何かその辺の難しさはあるんだろうなというふうには思います。



議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

今おっしゃったように、初めからその職業までついてきますというようなことを申し上げているわけではないです。例に挙げたのがそういう形のものがあるということで、その一步引いた奨学金制度の中で、要するに看護師を目指す人、その方が大和町で住むということによって、仮にどこの、仙台の病院か何かわかりませんが、お勤めになったとしても、大和町でお住まいいただいている期間は、本来払わなきゃない期間の中のその住んでいただいていた分については、返済を猶予しますよというような考え方のことを考えてもいいんじゃないかと。でも、絶対必要な人材だということが確信できるのであれば、それを飛び越えて職業保証ぐらいもないわけではないと私も思います。ただ、今回の提言は、そこまでを申し上げているわけではない。

それと、ご承知でしょうか。そのできない理由の一つとして掲げていらっしゃる、奨学金返金を一部免除すると、その財政措置が多額になる。要するに、入って来る金で、今まで基金で貸すわ、返してもらおうわで繰り返していたものが、返ってこないとなれば出す一方で、基金が枯渇したり、あるいは新たな資金需要が出てくるでしょうということを、できないというか難しい理由に掲げているわけですよ。基本的にはそういうことになると思いますけれども、この25年の政府予算の中に、そういった関連予算を交付税措置するということを今、予算審議の真っ最中ではありますが、そういうことに手を上げた自治体さんを含めたところには交付税措置しますよという予算がついているというふうに向っておりますが、そういうお話は町長はご存じですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、予算をやっているのは聞いておりますけれども、その交付税措置の中で、要するに今言ったように奨学金としてお貸しして、返済しなくてもいいですよというものについてということなんですか。ああ、そういうの……。済みません。ちょっと、もしあれば、すごいなと思いますね。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番（高平聡雄君）

これは、既に、政府で予算措置をことしの政府案に提出するというきっかけになっているような出来事が、既に各地で先行してなされているんですよ。例えば、香川県だとかそういったところで、県単位で返済の免除をするということで、そういう実績が上がってきた中で国も、ああこりゃいいことだと。今回の議会の中でさまざまな観点から各議員がご質問されていた、地方の人材を地方に残すためというか、地方創生というんですか。そういったことの一つのやっぱり幅広い中の施策の一つとして、そういうことも検討されている。

これは、政府と地方自治体と産業界が今年度から、全額ということではなしに、拠出し合って基金をつくりましょうと。その基金に対して、一定割合で財政措置をしますよということなんですよ。

ですから、さまざま先行事例としてはいろんな形態の、全額でなかったり、半額であったり、あるいはお嫁さんをもらったらば全額だとかいろいろ条件はあるようですよけれども、とにかく独自色を持った新たな奨学金の制度というものを、先ほど言ったこれまでの人材育成という観点。人材育成という大義名分を果たしたけれども、それが結果として地元にとどれだけ還元されているかという観点の検証がなされていないと、検証されているのはお金が返ってきたかどうかだけの検証。ですから、本来、お貸しした方々のパフォーマンスというか、能力が、その地域づくりにどれだけ生かされてきたかという観点の視点がないということなんですね。ですから、そういうものは、先ほど言った自分の学んだ教育に対する資金提供ということではなしに、その一歩先にあるまちづくりだとか地域づくりだとか、あるいは行く行くは将来人口をふやして家庭を持っていただくとか、そういう観点での発想に対する資金提供というものが必要なのではないかというふうに申し上げているわけでありませう。

もし、情報としてまだお取りいただいている部分があるとすれば、早急に調査をそれこそしていただいて、あと人数的にも一般の10人枠だから10人募集しますよということではなしに、例えば町長が指名するのは、今年度は2人だとか3人だとか、そういう形で試してみるというんですか。そういうことも重要なのではないかなというふうに考えます。いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
基金と申しますか、そういったものについての考え方、町としてはそれが一つのネットワークというふうには考えておりましたので、そういった制度があるというお話ですので、早速これは調べさせてもらいたいというふうに思います。

また、そのやり方については、今お話のとおりいろんな方法と申しますか、課題はあるんだというふうに思っておりますので、これもあわせて研究してまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

まず、チャレンジする価値があるというふうに思いますし、独自性を出していくという考え方も必要なのではないかと。ですから、今回のことは、あえてもう一度申し上げますが、現在の制度を変えろだとかなくせだとか、そういう問題とは全く違うんです。全くそういうものを、観点を変えたものを創設してはどうかということであります。

その条件づけについては、さまざまな形で、極端に言うとも優秀な方でなくてもいいと。とにかく、一つの目的をきちっと定めて頑張っている人だとか、あるいは町が求めている人材だとか、そういったものにピンポイントで宛がうということも含めて、発想を持って検討してもらいたいということを申し上げて、そういうことができることを期待もあわせて申し上げて、この質問については終結をいたします。

2つ目でございますが、女性議会と七夕まつりということでお尋ねを申し上げます。

ことは、大和町町制施行60周年を迎える年となっております。新庁舎の竣工以降で、この議場を利用したイベントは行われておりません。町制施行の60周年を記念した女性議会を開催してはいかがかなということで、申し上げたい。

50年と55周年は、子供議会と書いてありますが、中学生議会ですか、を開催し、その前の平成12年は10月の20日に45周年記念の女性議会を開催したと記憶しております。

人口増加が続く町にあって、女性が積極的に町政運営に対する意見を発言できる場を設け、女性の町政に対する関心を喚起するとともに、今後の町政運営の参考とするため、大和町町制施行60周年女性議会を開催してはどうか。

また、吉岡の商店街を会場とした七夕まつりも前々回、前回と実施されております。今回の記念事業でも計画しているのだろうかと新しく大和町に来られた、移住された方を含む多くの町民は期待をされていると思います。さまざまな準備で、関係者は苦労があると思いますが、開催に向けた町の考え方をお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますけれども、本町では昭和30年の4月20日に吉岡町、宮床村、吉田村、鶴巣村、落合村の1町4カ村の5つの地域が「大きな和」の精神のもとに合併をいたしまして、平成27年4月に町制施行60周年を迎えることとなります。

これまでの記念事業といたしまして、町制施行記念式典、表彰式や町民ミュージカル、記念町民運動会、まほろばホール自主事業などの継続的な事業と、冠事業やその時々の状況に合わせたNHKのど自慢、中学生議会、女性議会、各記念誌発刊、芸術祭巡回展、環境ミュージカルなどさまざまな事業を実施してまいりました。

今回の町制施行60周年記念事業の実施に当たりましては、各課等で事業内容を検討するとともに、関連を持つ団体等の意見を踏まえまして、記念事業の案を作成したところでございます。また、60周年事業で実施する事業の検討に関しましては、各課等から選出された職員で構成する町制施行60周年記念事業準備検討委員会を設置いたしまして、内容の検討を重ね、記念事業を選定したものでございます。しかしながら、町制施行60周年記念事業準備検討委員会に提出されました事業案の中に、女性議会の提案が入っておりませんでした。

次に、七夕まつりにつきましては、町制施行50周年及びその翌年、そして55周年の記念事業として開催されました。60周年記念事業としての開催につきましては、祭りの実施受け皿となりますまほろばまつり実行委員会の昨年10月の実行委員会において議題といたしましたが、その会議では実施は困難との意見が大勢を占めたところでございました。

その後、実施の有無にかかわる問い合わせなどが町に対して寄せられましたことか

ら、2月12日に関係区長さんや商工会の地区支部長さんなど、関係者の方々と意見交換会を開催いたしました。その結果、積極的に開催すべきというご意見はなかったものの、開催の方向性が決まればできるだけの協力はしたいというご意見も多くございました。このことを受けまして、2月24日にまほろばまつり実行委員会の企画検討会を開催いたしまして、実施について再度協議を行ったところ、実施する方向で意見がまとまったところでございます。

今後、七夕まつりにつきましては実施に向けて関係者及び関係機関と協議、調整を行ってまいります。祭りは住民商店街や企業など皆さんの機運が盛り上がり、つくり上げることが大切だというふうに思っております。

60周年の記念事業につきましては、記念事業準備検討委員会に提案された事業を基本として行ってまいります。なお住民等の声を聞きながら記念すべき60周年の年にしてまいりたいとこのように考えております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

まず、女性議会のほうであります。記念事業準備検討委員会、職員で構成された検討委員会で、女性議会の提案が入っていませんでした。そこでぼつっと丸で区切られてしまって、その後一言もないんだけど、だからしないのかということなんですよね。

まず、何回も私これ、申し上げていることなんだけれども、町長もこれを多分何回か私の口から聞いているんじゃないかなと思うんだけど、つい先日も実施計画の話があったときに、新たな計画については大変立派な計画書に示しがされているんだけど、そこで消えたものというのが、何で消えたかも含めて、何が消えたのか全然わからないんですよ。それを私が、もう10年ぐらいになるのかな、そのときにそういうことでなくて、何でやめたのか、どういう事業があったのかというのを一緒に示してくれということで、何年間かは、何回かはその計画書の最後の一覧表としてそういうものがついてたんですよ。それが、結果として新たなものにつながっていると、これはもう事業が十分に機能したし、整ったからやめましたと。それはそれで結構なんです。だから、そういう継続があって現在がある。スクラップ・アンド・ビルドという言葉もあって、やっぱり常に新陳代謝をして、同じことを毎回毎回

繰り返すのではなくて、やっぱり不採算だとか不合理なものはやめて、新たな血液を入れていくというのは、それは当然のことだと思います。今回のやつは、そういう過程を経たのかということですよ。

これまで3回も、中学生議会にしても女性議会にしても、記念ごとにやってきたんですよ。それを行政評価、事業評価をしたんですか。その結果、今回のその提案に入っていないということであれば、ああそうかということでありますけれども、職員たちからそういう声がなかったからですと、丸ということではわからない。なぜやらないのか、もう一度ご説明をいただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

実施計画につきましては、この間もお話があったところでございます。事業の終わったものについては外れているということが基本でございまして、途中でやめているというものについては、多分というか、もう一回精査しますけれども、そういったものはないというふうに思っておりますが、以前にそういった一覧というのがあったということで、ちょっともう一度確認をしてみたいというふうに思っています。

それから、60周年記念事業でございますが、これは50周年でやったから、55周年でやったからということの事業計画という、一つの基準にはなりますけれども、そのことについて必ずしもそれをやるか、55年で、50周年でやったから、またそれをやるという観点ではなく考えております。ですから、60周年にふさわしいものということで、各課でお話し合いをして、そして代表といいますかの中で、こういったものがふさわしいのではないかというふうな提言といいますか、中での検討もされました。もちろん、さっきもありましたけれども、団体の声とかいろんな方の声も入っているということでございます。その結果として、ここでありませんでしたという表現でとどめてしまったということでございますが、要するにその計画の提案の中に入っていないので、今回の60周年のその段階での計画、事業のスケジュールには入っていないということでございます。そういうことでございますので、よろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

3月の広報誌の中に、各種記念事業について行いますということで広報されておりました。そこに気になる一文がありまして、「表に掲載したほかにも実施する場合があります」という一文が入っているんです。ですから、そういうことも含めて、私がこの質問について提言した段階では、何をなさるのか全然承知をしておりませんので、特に提言の一つとしてこういうものを行ったらいんじゃないかということでの、やらないのはどうなんだみたいなことで言っているわけではなくて、こういうことをやってきたし、有意義なのではないかという意味で申し上げていることであります。ですから、ここの一文中にあるものがどういったものを指しているのかも全くわかりません。

実際にやるのかもわからないんですけども、その女性議会については、ちょうど私が議員になって半年後にあつたんですね。私も当時を振り返って、傍聴させていただいた記憶が鮮明に残っていて、町長も満1年たったあたりだったんだろうと思いますが、私は鮮明に記憶として残っているんですよ。その女性議員さんの中に、力強く町政に対する思いを町の執行部の方あたりにぶつけて、女性目線でいろいろ意見を戦わせている姿、あるいは言ってみれば辛辣なご意見も耳に残っていますけれども、大変率直で直球のご意見というようなことで申されて、ああ議員というのはすごいんだなというふうに逆に勉強させてもらった一面もあります。

それ以降、女性議会というのはなされていない。その中で、今回何でそういうふうなことをやったらいんじゃないのかなというふうに思ったというのは、前段で申し上げたように、ここの議場を使ったイベントというのがないということが一つですね。それと、今回は多くの方はいらっしゃらなかったかもしれないけれども、毎回のようには婦人部の方々に多く傍聴しに来ていただいて、このやりとりを聞いていただいている。そういったものをどこかで形づくれないのかなというふうに感じるものがあって、結果としてこれだけ多くの新しい住民をお迎えしている中で、世代もその時代とは一つ変わって、いろいろな環境の変化に対する女性目線での意見の交換というものができるのではないかなと。新たなまちづくりの一つの意見として、傾聴に値することもあるのではないかということを感じました。

ジェンダーフリーだとか、共同参画だとか、雇用均等法だとか、一定の割合で審議会に女性を加えなさいだとか、言われて久しくなるわけですが、なかなか定着しない。

大和町のこの議場にも、議員側にお1人、執行部側にもお1人ということで、あとは背広を着た方々しかここにはいらっしやらない。そういうことも含めて、ここらで一度女性の方々にずらっと並んでいただいて、執行部の方々がどういう顔をされてご答弁されるのかというのを見たいなという思いもあって、ぜひ実現をしてほしいなという思いなんです、もう一度お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

女性議会、確かにといいますか、私が1年目ですかね。あのときにやって、いまだに覚えております。当然ですが。その後、中学校議会とかそういうふうなものやりました。そういった中で、確かにこの議場で、議場でイベントという言い方は失礼なのかもしれませんけれども、催し物というのはやっていなかったところがございます。

今回、先ほども言いましたけれども、60周年に外したとかなんとかではなくて、初めから上がってこなかったということでございますけれども、申し上げているとおり、広報にもあったということでございますけれども、60周年の記念事業につきましてはいろんなご意見を聞きながらというふうに考えております。ですから、町で決めただけではなくて、例えば議会のほうからそういった女性議会、または中学校議会をやったらどうだというご提案があれば、そういったものも検討するとか、そういった猶予といいますか、キャパを持って取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

女性議会がいいのか中学校議会がいいのか、いろんなそういった考え方もあろうかというふうに思っておりますので、その辺については我々もいろいろ考えてみたいと思いますけれども、議会の皆様方にも議員の立場ということで、我々の顔を見るのも楽しみということでもございますけれども、誰が来たら一番困った顔をするのかということなんでしょうけれども、そういったことも含めてご協議をいただいて、ご提案といいますか、そういったこともいただければありがたいというふうに思っております。

決してこれだけで固まっているというものではなく、幅広く考えておりますので、そういった意味で皆さんで60周年を祝いたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたしたいと思っております。



議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番（高平聡雄君）

今、国で、昨日来、地方創生という言葉が行き交っておりますが、それと同じくらい輝く女性の社会をつくりましょうということも掲げて、今世の中に発信をされているということも相まっておりますし、そういう晴れ舞台を女性がいると華やぎますから、多分答弁される方々も張り切って、いろんな町に対するご意見を受けとめてご発言をされるんじゃないかなというようなことも期待しておりますので、ぜひ検討をしていただければなというふうに思います。

ちょっと予断になるかもしれないけれども、先輩議員にこの席に立つたびにきょうは何の日ということをおっしゃって、場をなごますと同時に、いろんな知恵を与えていただいた先輩議員さんがいらっしゃいました。私も、自分が質問に立つ日、きょうはどういう日なのかなということをおっしゃって、その先輩から習って見るようにはしているんですが、きょうはたまたま大日本婦人団体ができた日なんだそうです。昭和6年かな。あと、同じきょう、別な昭和32年には週刊誌で「週刊女性」というのが発刊された日なんだそうです。こじつけではないですけども、何かの縁も含めて、きょうは女性のことを提言する日にはもってこいの日かなというふうに思いました。ぜひ、再度、検討していただくことを祈念しております。

それと、続いて七夕まつりについては、これまで2回ずっと続けてきたというようなことがあったので、ぜひやってほしいんだという思いでのお話でした。それが、さきほどのスケジュール表には載っていなかったということで、なおさらこれもご提言をしたいなというふうに思っていたんですが、何回もこの話が出るたびに、当時の吉岡は車が通っていて、いっぱい人が周りから寄ってきてすごかったんだよと、私自身もそういうのを幼ながらに記憶しておりますが、そういう町だったんですね。そういう町を思い出していただくこともやっぱり必要だし、やればやっただけに人のにぎわいというのがありますし、南部地域の方々がこの商店街にお越しいただく貴重な機会にもつながるのではないかなというふうにも感じます。ぜひ町民交流の場として、その歴史を振り返っていただきながら、できる催しとして……。やる方向で検討しているということで、実行されるんだろうというふうには思いますが、そういう新しい方々に対するお招きの気持ちも込めて、成功されて、そちらの方々が手づくりのそう

いうものも一緒につくって飾っていただくことも、手づくりのお祭りとして検討され  
たらばよろしいのではないかということを含めて、この60周年記念事業の提言につい  
て、町長のほうの最終的な考え方を再度聞いておきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

60周年記念事業につきましては、そのとおり大和町還暦の年の記念の年でもござい  
ますし、町を挙げて皆さんの協力の中でお祝いといいますか、をしながら、次にスタ  
ートをしたいというふうに思っております。

事業につきましては、今お話ししたとおり町の考え方といいますか、町の一つの提  
案ということもございますし、あと皆さんからご意見を頂戴しながら、先ほども申し  
上げておりますが、記念すべき年にしていきたいと申しておりますので、またご提言  
もよろしくお願ひしたいと思います。

七夕でございますが、七夕はやる方向に今なっております。ただ、実行する人はな  
かなか大変だと。まほろば夏まつりがあったり、お盆があったりという中で、非常に  
お忙しい中ということでご苦勞をおかけするところでございますが、60周年であれば  
というお話もいただいております。

また、ことは地域振興券の発行がございます。地域振興券につきましては、住民  
の方々に3割増しというものでやるわけでございますが、あれを使ってもらう、要す  
るに商店街なりそれぞれの各個店が、いわゆるおもてなしといいますか、使ってい  
ただくこれに対するお答えということも大切なんだというふうに思っております。お話  
のとおり、南地区の方々はなかなか商店街がわからないということも今ございますの  
で、こういった機会に大和町の旧商店街といいますか、そういったものを改めて知っ  
てもらおうということでも大切な事業、そのためにも大切な事業だと思っておりますし、  
そういったときの一環として七夕とかそういったものも利用といいますか、できれば  
というふうに思っておるところでございます。そういった意味合いで、商店街の方々  
にも何とかこういったものに取り組んでもらうようにということで、一定のご理解を  
いただいたというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしましても、60周年、本当に皆さんの力でいい1年にして、そしてさらな  
る町の発展につながる飛躍の年になるようにご期待させていただきたいというふうに

思っております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)  
高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

盛大に祝える60周年になることを祈念しますし、私もできる協力をさせていただくことを申し上げまして、私の一般質問を終結させていただきます。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。

議事の都合及び予算特別委員会の予算審査のため、3月7日から3月12日までの6日間は本会議を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、3月7日から3月12日までの6日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで延会します。

再開は、3月の13日の予算特別委員会終了後といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時19分 延 会